

食料・農業・農村政策の展開方向

～ 改正食料・農業・農村基本法を受けての方向性 ～

参議院議員

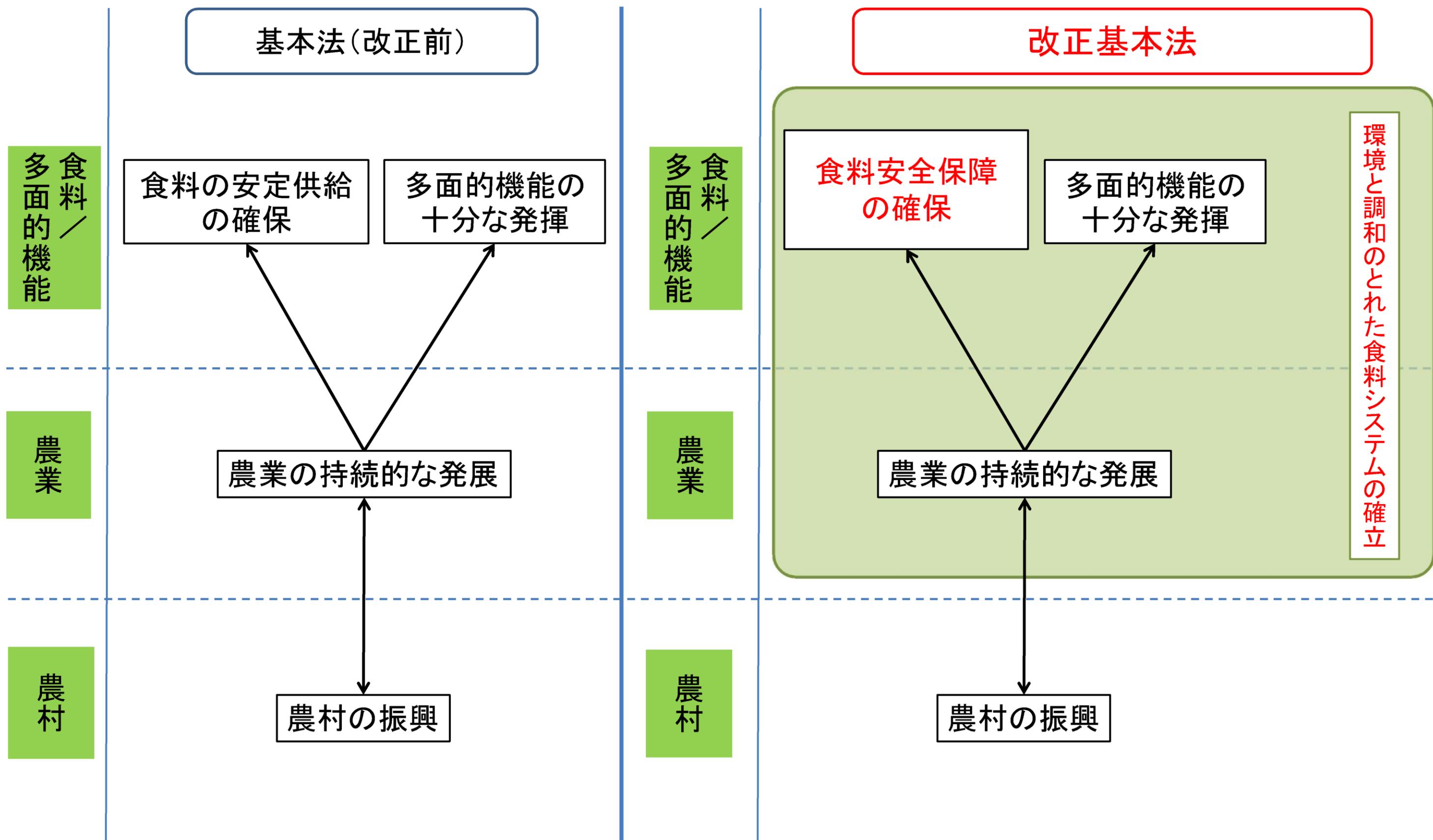
しん どう かね ひ こ
進 藤 金日子

資料の構成

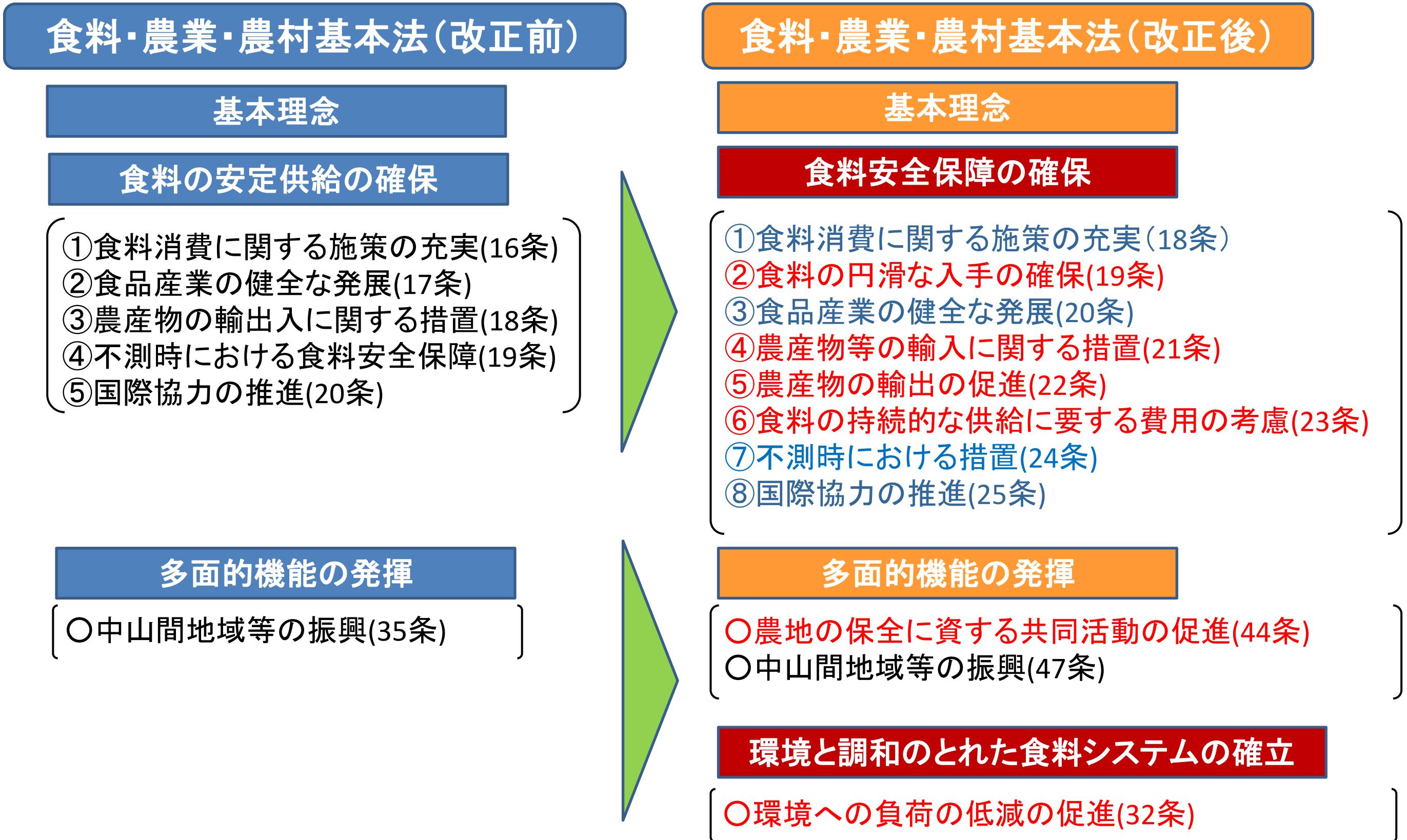
1. 改正基本法の基本理念の関係性（イメージ）
2. 改正基本法の全体像
3. 改正基本法のポイント
 - (1) 食料安全保障の強化
 - (2) 環境と調和のとれた食料システムの確立
 - (3) 農業の持続的な発展
 - (4) 農村の振興
4. 基本法改正を受けた当面の政策の進め方
5. 改正基本法に基づく次期基本計画の策定

本資料は、農林水産省等の公表資料等を基にして参議院議員・進藤金日子事務所で作成した「討議用資料」です。

1. 改正基本法の基本理念の関係性（イメージ）



2. 改正基本法の全体像



農業の持続的な発展

- ①望ましい農業構造の確立(21条)
- ②専ら農業を営む者等による農業経営の展開(22条)
- ③農地の確保及び有効利用(23条)
- ④農業生産の基盤の整備(24条)
- ⑤人材の育成及び確保(25条)
- ⑥女性の参画の促進(26条)
- ⑦高齢農業者の活動の促進(27条)
- ⑧農業生産組織の活動の促進(28条)
- ⑨技術の開発及び普及(29条)
- ⑩農産物の価格の形成と経営の安定(30条)
- ⑪農業災害による損失の補てん(31条)
- ⑫自然循環機能の維持増進(32条)
- ⑬農業資材の生産及び流通の合理化(33条)

農業の持続的な発展

- ①望ましい農業構造の確立(26条)
- ②専ら農業を営む者等による農業経営の展開(27条)
- ③農地の確保及び有効利用(28条)
- ④農業生産の基盤の整備及び保全(29条)
- ⑤先端的な技術等を活用した生産性の向上(30条)
- ⑥農産物の付加価値の向上等(31条)
- ⑦環境への負荷の低減の促進(32条)
- ⑧人材の育成及び確保(33条)
- ⑨女性の参画の促進(34条)
- ⑩高齢農業者の活動の促進(35条)
- ⑪農業生産組織の活動の促進(36条)
- ⑫農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進(37条)
- ⑬技術の開発及び普及(38条)
- ⑭農産物の価格の形成と経営の安定(39条)
- ⑮農業災害による損失の補填(40条)
- ⑯伝染性疾病等の発生予防等(41条)
- ⑰農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定(42条)

農村の振興

- ①農村の総合的な振興(34条)
- ②中山間地域等の振興(35条)
- ③都市と農村の交流等(36条)

農村の振興

- ①農村の総合的な振興(43条)
- ②農地の保全に資する共同活動の促進(44条)
- ③地域の資源を活用した事業活動の促進(45条)
- ④障害者等の農業に関する活動の環境整備(46条)
- ⑤中山間地域等の振興(47条)
- ⑥鳥獣害の対策(48条)
- ⑦都市と農村の交流等(49条)

3. 改正基本法のポイント (1) 食料安全保障の強化①

- ・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入・備蓄について新たな位置付け
- ・農業生産基盤等の確保のための輸出の促進を新たに位置付け
- ・合理的な費用を考慮した価格形成を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

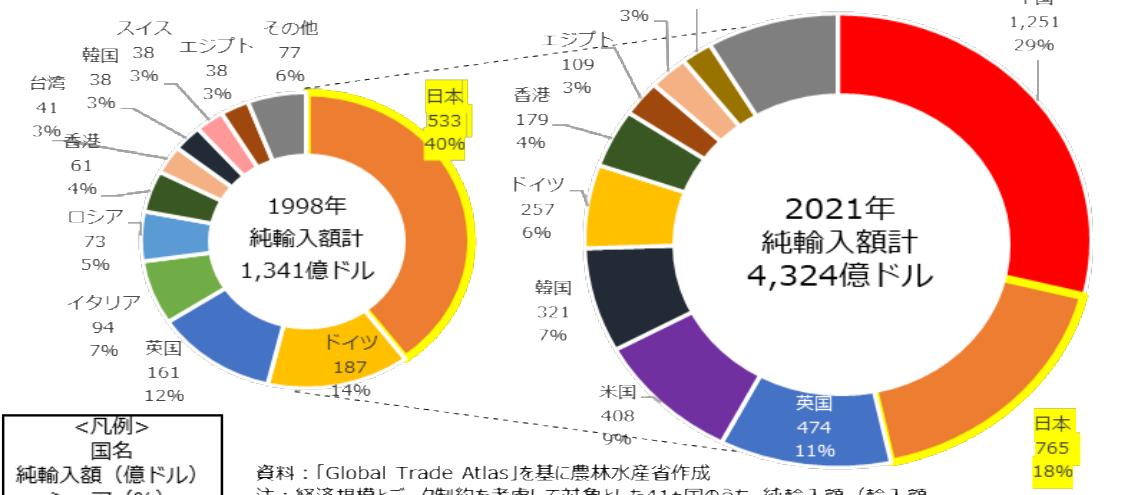
- <世界の食料需給の不安定化による輸入リスクの増大>
- ・気候変動による食料生産の不安定化
 - ・世界的な人口増加等に伴う
食料争奪の激化
 - ・国際情勢の不安定化

- <良質な食料入手できない食品アクセス問題の増大>
- ・小売・スーパーの撤退
 - ・高齢者を中心とした買い物の移動の不便さの増大
 - ・貧困・格差の拡大

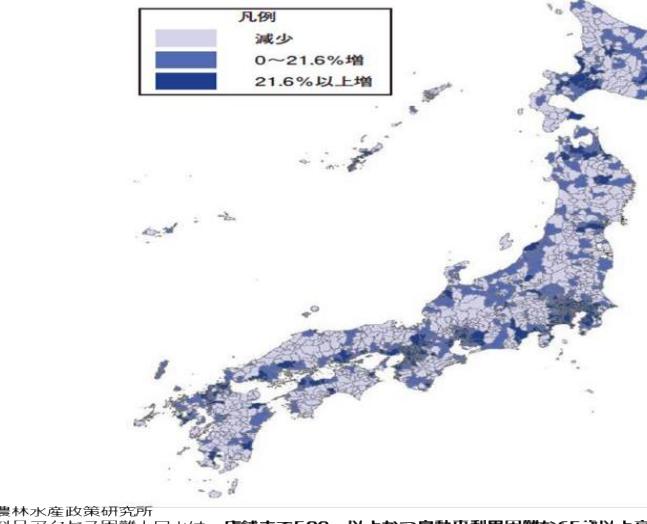
改正後の基本理念

- ・食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、
国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加え、
国民一人一人の入手の観点を含めたものとして、
「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、
国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義（第2条第1項）
- ・食料の安定的な供給については、農業生産の増大を基本とし、
安定的な輸入・備蓄の確保について新たな位置付け（第2条第2項）
- ・食料の安定的な供給に当たっては、
農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保が重要である旨を
位置付け（第2条第4項）

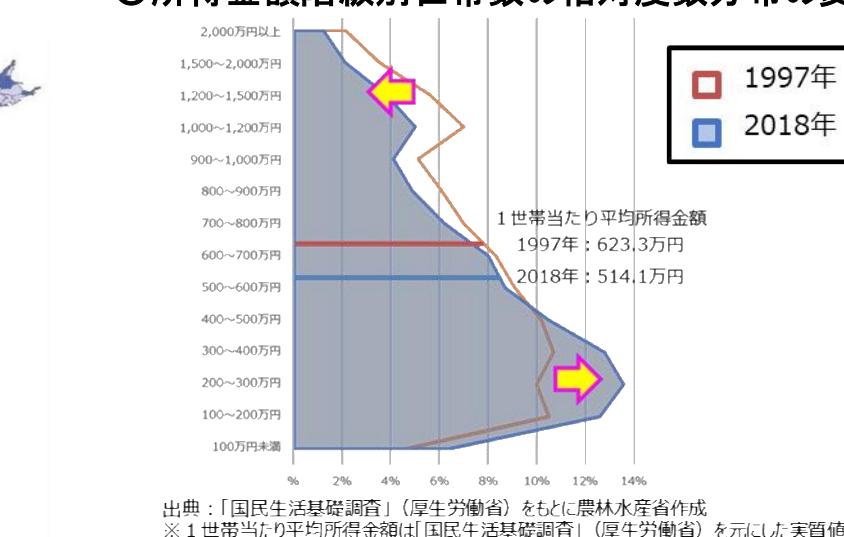
○農林水産物純輸入額の
国別割合



○アクセス困難人口増加率・市町村
(2015年/2005年)



○所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



(1) 食料安全保障の強化②

- ・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・農業生産基盤等の確保のための輸出の促進を新たに位置付け
- ・合理的な費用を考慮した価格形成を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

<人口減少に伴う国内市場の縮小>

- ・生鮮食品への支出額が2040年には4分の3程度に減少
- ・加工食品の消費量も減少見込み
- ・これに応じた、農業生産基盤、食品産業の事業基盤の縮小

<デフレ経済下で低価格が定着>

- ・国内外における資材費、人件費等の**恒常的なコスト増**を賄うことが困難

改正後の基本理念

- ・国内への食料の供給に加え、**海外への輸出**を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならないことを規定（第2条第4項）

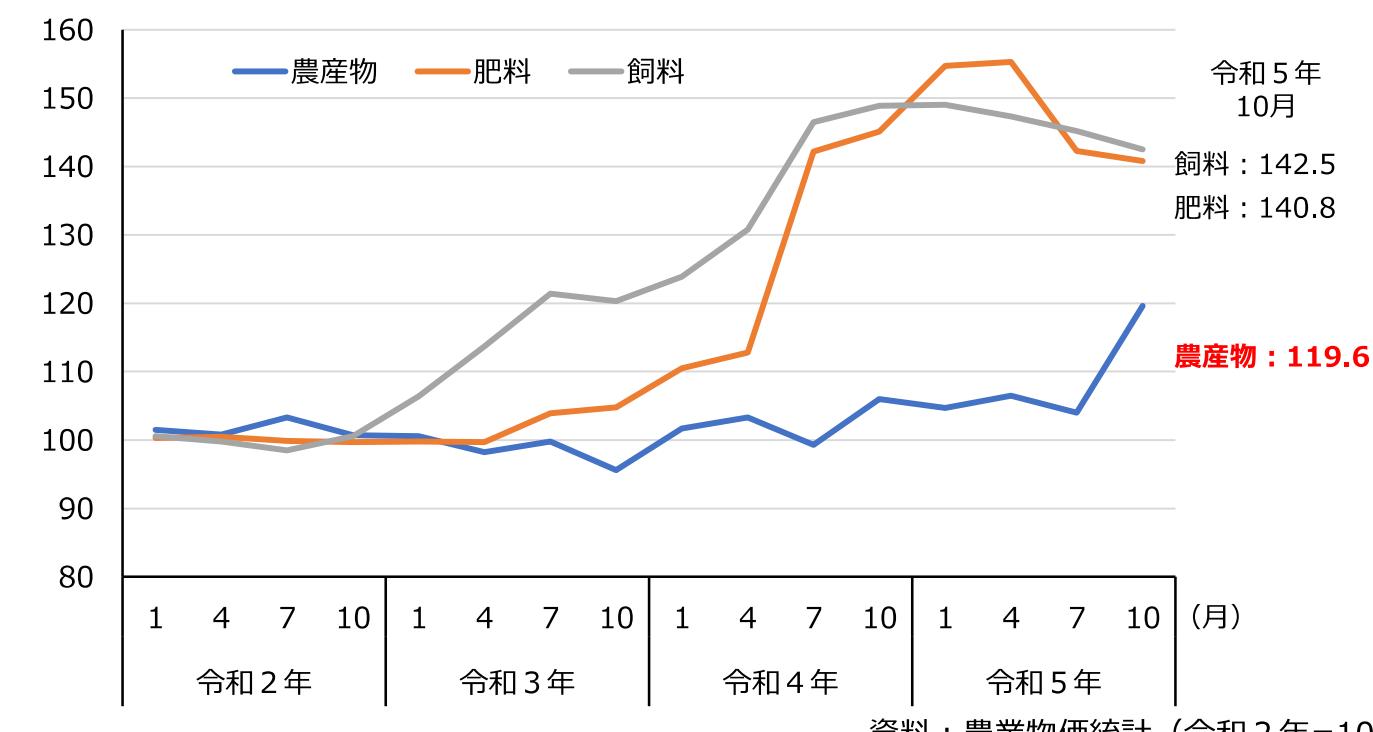
- ・**食料の価格形成**において、**食料システムの関係者**（農業者、食品事業者、消費者等）により、食料の持続的な供給に要する**合理的な費用が考慮される**ようにしなければならないことを規定（第2条第5項）

○国内市場の変化（食料支出総額（単位：%））

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
合 計	100	101	100	100	99	98
生鮮食品	100	97	91	85	80	75
加工食品	100	103	105	107	109	111
外 食	100	102	100	99	97	95

資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計」（2019年版）

○農産物・農業生産資材（肥料、飼料）の物価指数の推移



資料：農業物価統計（令和2年=100）

【具体的な施策】 食品アクセス、食品産業

食品アクセス

○第19条 食料の円滑な入手の確保(新設)

①食料の輸送手段の確保(物流拠点の整備、産地から消費地までの幹線物流対策、消費地における移動販売)

②食料の寄附促進の環境整備

(食料の寄附を通じたフードバンクやこども食堂等の取組について、地域の関係者が連携する体制づくりへの支援)

等

食品産業

○第20条 食品産業の健全な発展(拡充)

①持続可能な食料供給の促進(人権・環境、食ロス削減)

②海外における事業展開の促進

等

○食料アクセス困難人口の推計(2020年)

	食料品アクセス困難人口a				
	65歳以上人口に占める割合	うち75歳以上b	75歳以上人口に占める割合	75歳以上割合(b/a)	
全国計	9,043	25.6	5,658	31.0	62.6
三大都市圏	4,141	24.2	2,499	28.2	60.3
東京圏	2,037	22.5	1,196	25.6	58.7
名古屋圏	787	26.4	500	32.5	63.6
大阪圏	1,317	26.0	802	30.3	60.9
地方圏	4,902	26.9	3,160	33.7	64.5

資料：農林水産政策研究所

注1)アクセス困難人口とは、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上高齢者を指す。

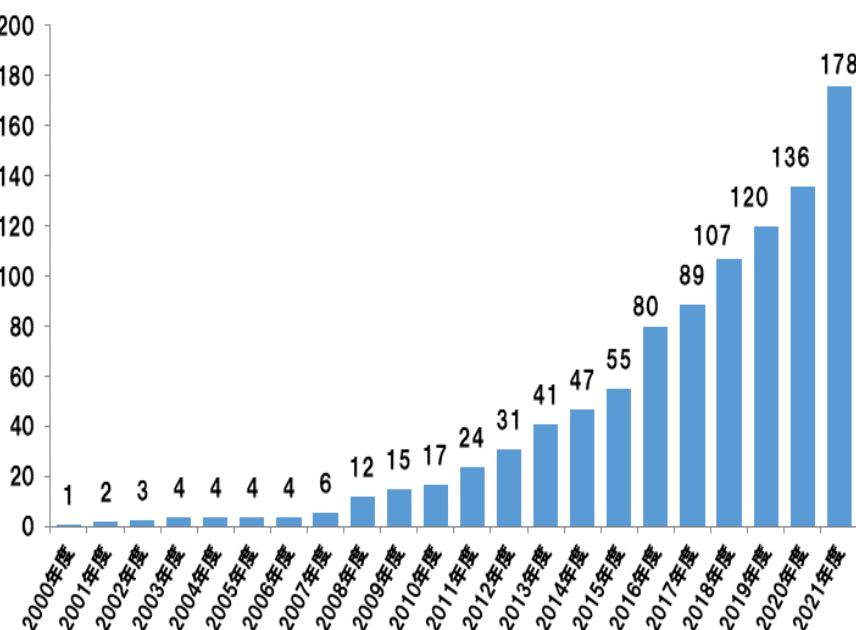
2)「令和2年国勢調査メッシュ統計」および店舗の所在地が分かるデータ等を用いて推計したものである。

3)店舗は、食肉、鮮魚、果実・野菜小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアである。

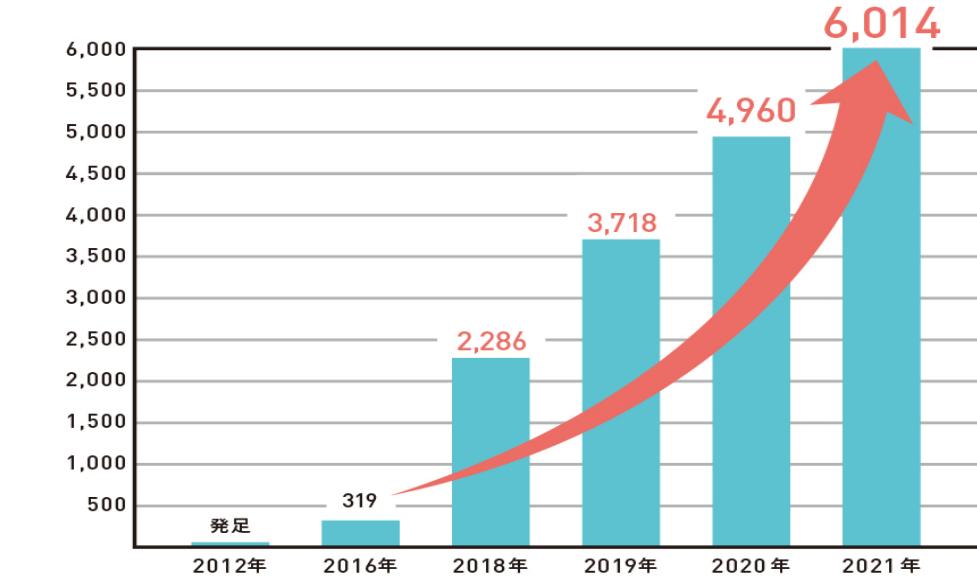
4)東京圏は東京、埼玉、千葉、神奈川、名古屋圏は愛知、岐阜、三重、大阪圏は大阪、京都、兵庫、奈良である。

5)ラウンドのため合計が一致しない場合がある。

○国内のフードバンク団体数



○こども食堂数の推移



資料：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
「こども食堂全国箇所数調査2021結果」

【具体的な施策】輸入の安定化、輸出促進

輸入の安定化

○第21条 農産物等の輸入に関する措置(拡充)

- ①国と民間との連携による輸入の相手国の多様化
- ②輸入の相手国への投資の促進(民間企業による主要な穀物生産国の集出荷施設や港湾施設に対する投資への支援)等

輸出促進

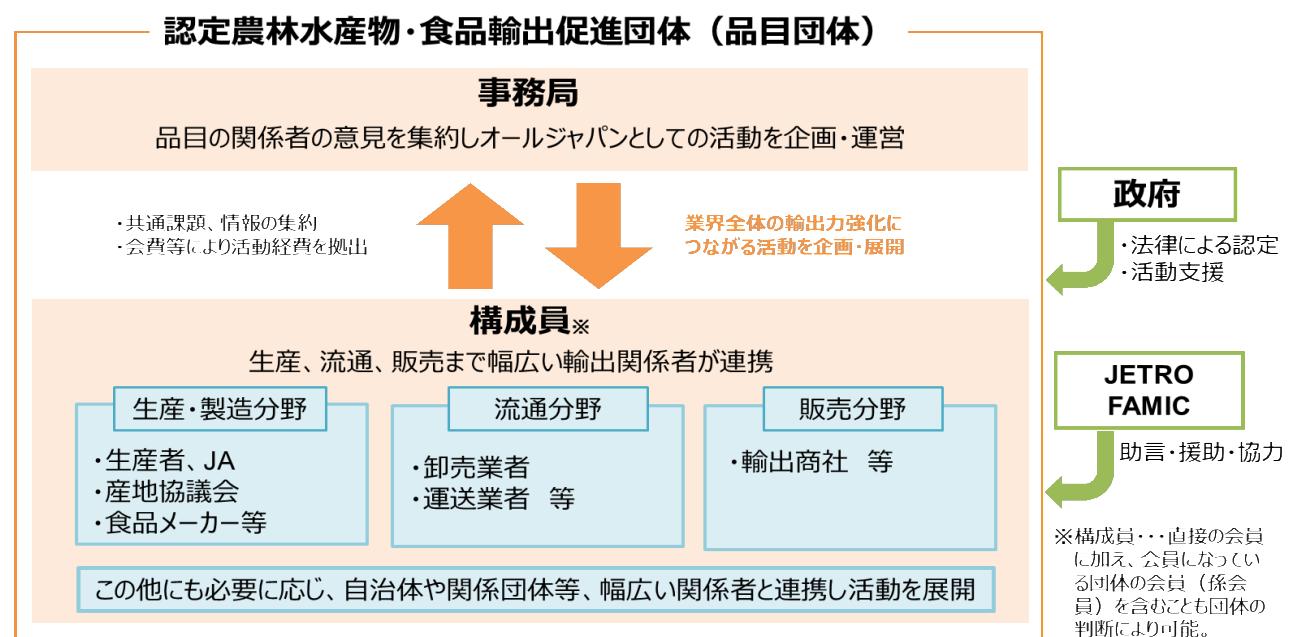
○第22条 農産物の輸出の促進(新設)

- ①輸出産地の育成
- ②輸出品目団体の取組の促進
- ③輸出相手国における販路拡大支援(輸出支援プラットフォーム等)
- ④知的財産の保護
- ⑤輸出条件の協議(動植物検疫等)等

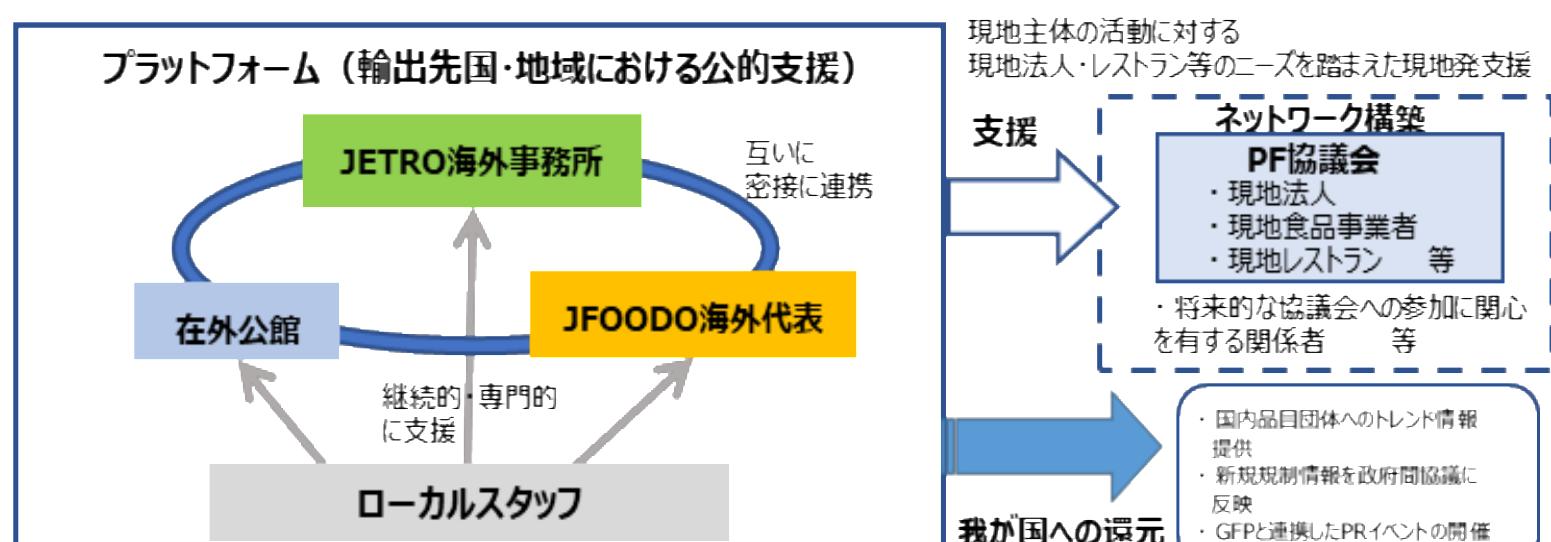
○我が国の輸出施策の例

品目団体の組織化及びその取組の強化

<認定団体の体制イメージ>



輸出先国・地域における支援体制の強化



【具体的な施策】 食料の価格形成

食料の価格形成

○第23条 食料の持続的な供給に要する費用の考慮 (新設)

- ①食料システムの関係者の理解の増進
- ②合理的な費用の明確化の促進

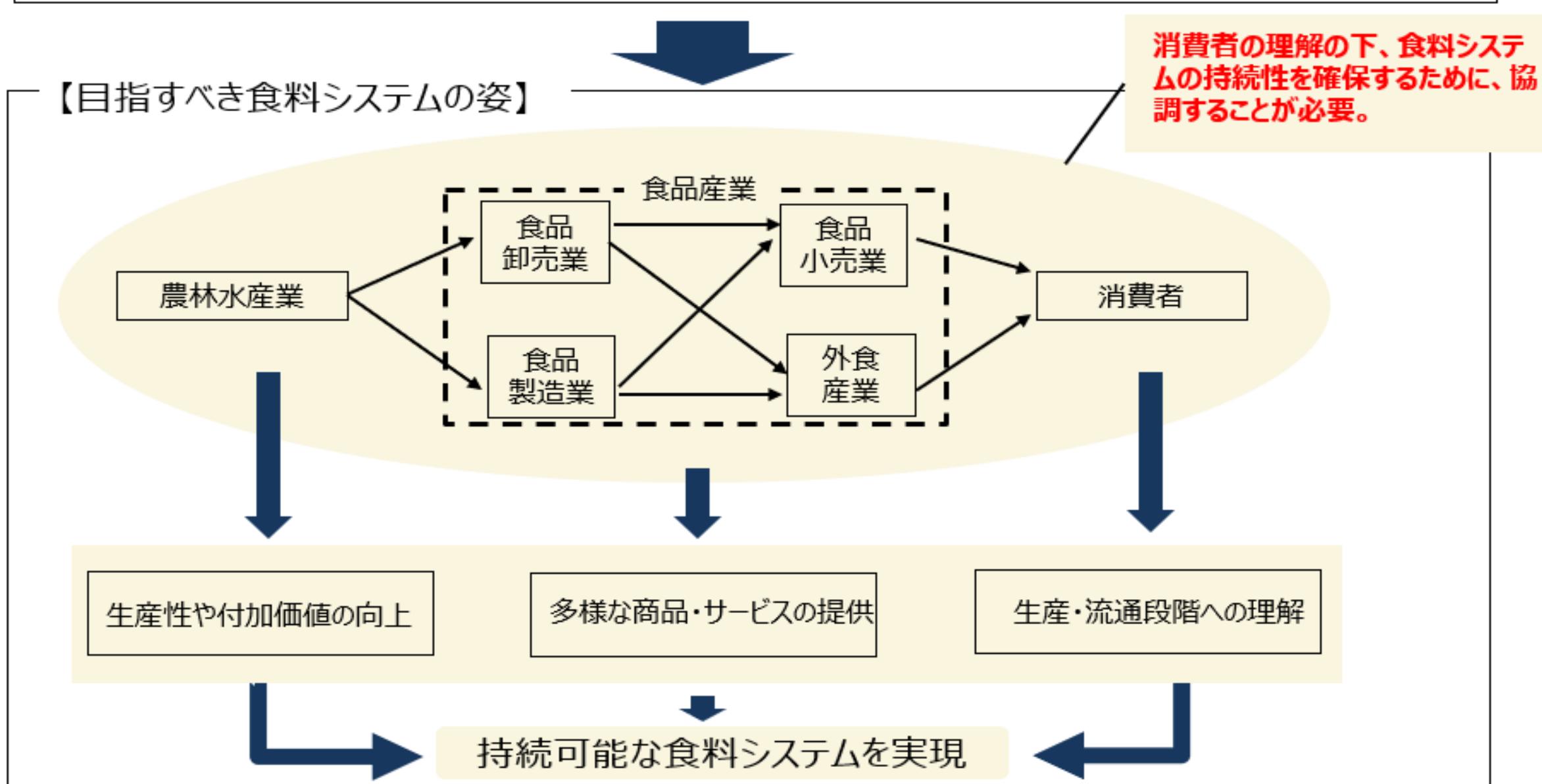
等

○合理的な価格形成に向けた食料システムの構築

「適正な価格形成に関する協議会」を開催し、消費者も含めた関係者の理解を図り、食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討。

【協議会の目的】

生産から消費までの各段階の関係者が一堂に集まり、適正な価格形成の在り方を協議。



【具体的な施策】不測時の対応

不測時の対応

○第24条 不測時における措置（拡充）

- ①関係行政機関相互間の連携の強化（政府対策本部の設置）
- ②備蓄食料の供給、食料の輸入拡大

等

○食料供給困難事態対策法

- ・民間を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握
- ・民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化
- ・具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化 等

事態の段階

【平時】

【食料供給困難兆候】

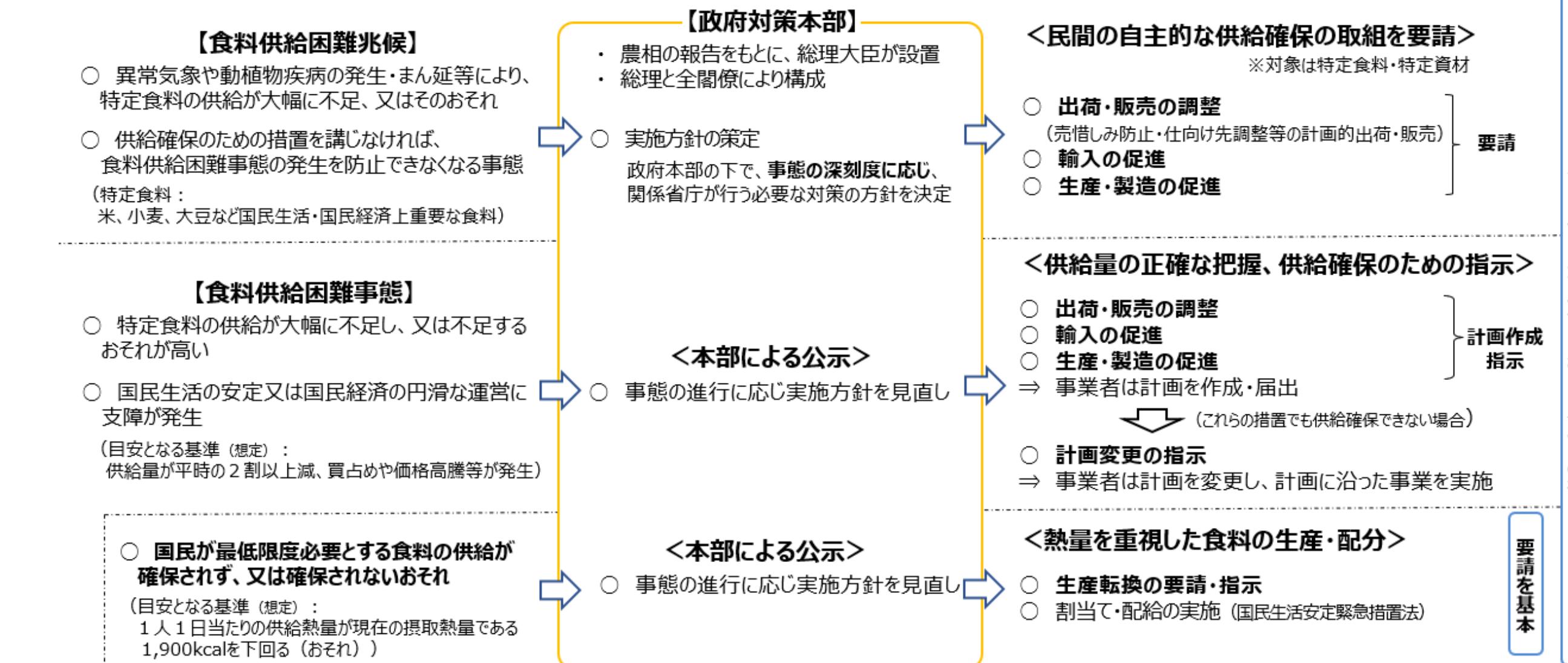
- 異常気象や動植物疾病的発生・蔓延等により、特定食料の供給が大幅に不足、又はそのおそれ
- 供給確保のための措置を講じなければ、食料供給困難事態の発生を防止できなくなる事態
(特定食料：
米、小麦、大豆など国民生活・国民経済上重要な食料)

【食料供給困難事態】

- 特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い
- 国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が発生
(目安となる基準(想定)：
供給量が平時の2割以上減、買占めや価格高騰等が発生)

- 国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれ
(目安となる基準(想定)：
1人1日当たりの供給熱量が現在の摂取熱量である1,900kcalを下回る(おそれ))

政府の体制



(2) 環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念として位置付け
- ・多面的機能は環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならない旨を位置付け

25年間で明らかになった課題

<環境問題への対応>

- ・農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、気候変動や生物多様性への影響が懸念
- ・パリ協定やSDGsの採択以降、環境負荷低減への取組が国際的にも必要

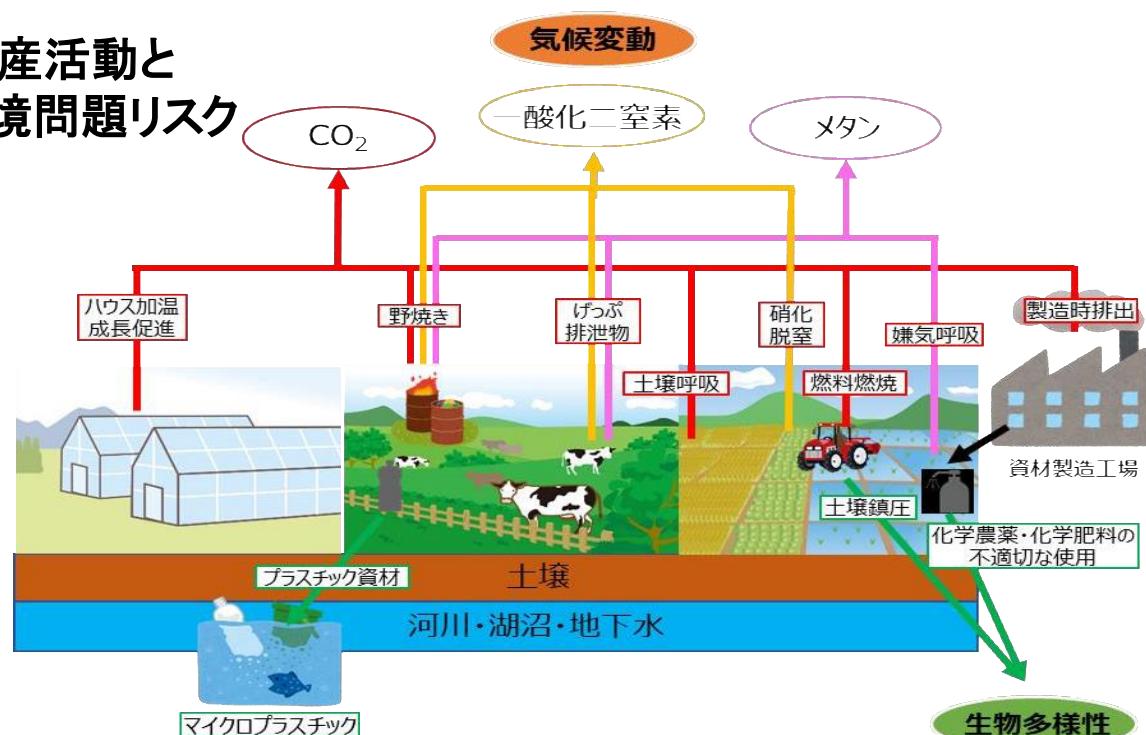
改正後の基本理念

・食料システムについては、食料供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならないことを明記（第3条）

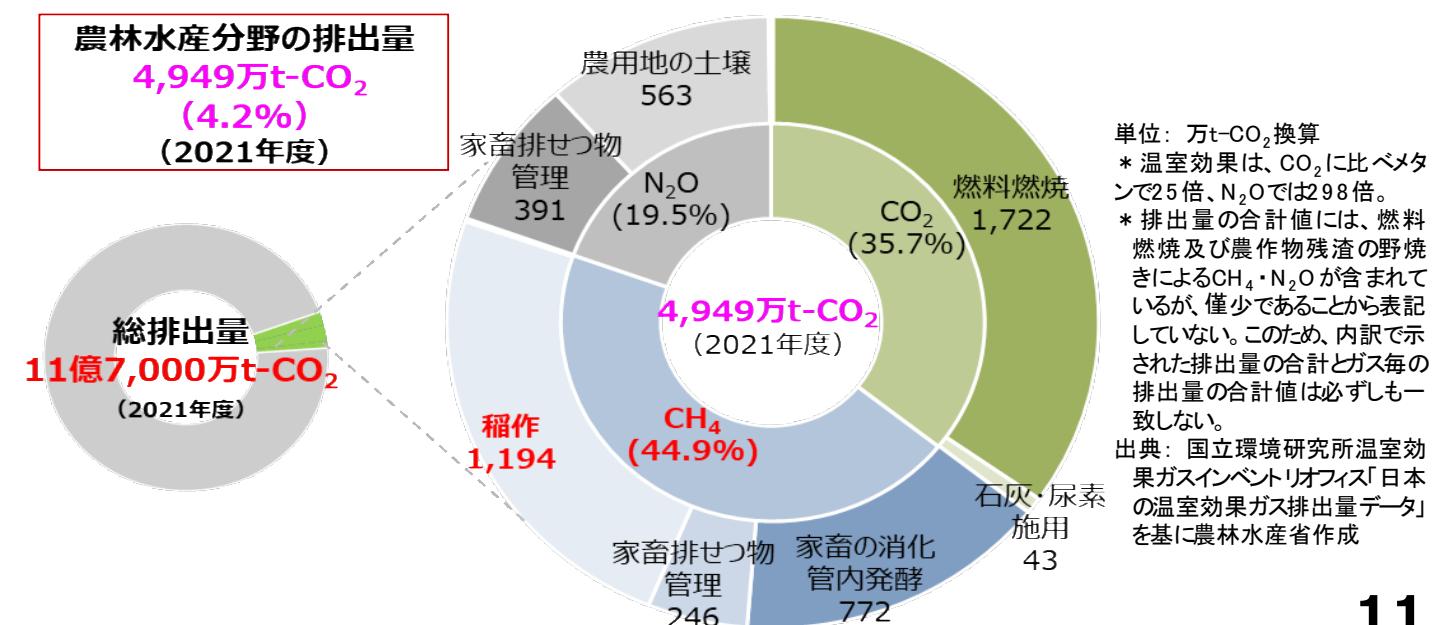
・農業が行われることにより生ずるプラスの機能である多面的機能については、環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならないことを明記（第4条）

・農業生産活動における環境負荷低減が図られることにより農業の持続的な発展が図られなければならない旨を明記（第5条）
※環境負荷低減のほか、生産性向上・付加価値向上についても明記（後述）

○農業生産活動と地球環境問題リスク



○日本の農林水産分野のGHG排出量



(参考) 「食料システムの位置付けと関係者の役割を明確化

- ・環境負荷低減や費用を考慮した価格形成など、食料の生産から消費までの関係者が連携して取り組むべき課題が顕在化していることから、「食料システム」を新たに位置付け。併せて、関係者の役割を拡充・新設。

食料システム

○第2条第5項 (新設)

- ・食料の生産・加工・流通・小売・消費の全ての段階が、有機的に連携することで機能を発揮するシステム（概念）として新たに位置付け

農業者

○第10条 (拡充)

- ・基本理念の実現（食料安全保障の確保、環境との調和、農業の持続的発展、農村振興）に主体的に取り組むよう努力

食品事業者

○第11条 (拡充)

- ・基本理念の実現（食料安全保障の確保、環境との調和）に主体的に取り組むよう努力

団体

○第12条 (新設)

- ・食料・農業・農村に関する団体を位置付けるとともに、（農業者、食品事業者、地域住民、消費者のための行動が）**基本理念の実現に重要な役割を果たす旨の明確化**

○第51条

- ・（土地改良区等の団体の再編整備に加えて）**団体の相互連携の促進**を位置付け

消費者

○第14条 (拡充)

- ・食料、農業、農村に関する理解
- ・（消費者の選択を通じて）**食料の持続的な供給に寄与**
(環境負荷低減に資する物等の**食料の持続的な供給に資する物の選択**)
- ・消費生活の向上に積極的な役割

・環境に配慮して生産された食料の価値

などを共有

【具体的な施策】環境負荷の低減（食品産業、農業）

食品産業における環境負荷の低減

○第20条 食品産業の健全な発展（拡充）

環境への負荷の低減などの食料の持続的な供給に資する事業活動の促進

等

農業における環境負荷の低減

○第32条 環境への負荷の低減の促進（新設）

①自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、

- ・農薬・肥料の適正な使用の確保
- ・家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進
- ・環境への負荷の低減に資する生産方式の導入

②環境負荷低減に資する農産物の流通・消費が広く行われるよう、

- ・農産物の円滑な流通の確保（販売促進）
- ・消費者への適切な情報提供の推進
- ・環境への負荷の低減の状況の把握及び評価手法の開発（「見える化」など評価手法の開発・活用）

等

○環境負荷低減に資する取組例



減農薬・減肥料
(AI・ドローンによるピンポイント散布)



中干し期間の延長等による
水田からのメタンの削減

○「見える化」の取組例



コメ・トマト・キュウリの実証では、
削減率5%以上で★1つ、
削減率10%以上で★2つ、
削減率20%以上で★3つ
を付与



日本農業株式会社

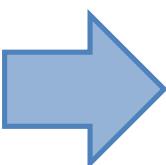
(3) 農業の持続的な発展 ①

- ・人口の減少に伴う農業者の減少等が生ずる状況においても、(食料安全保障の確保の前提となる) 食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記
- ・農業生産の方向性として、「生産性の向上」「付加価値の向上」「環境負荷低減」を位置付け

25年間で明らかになった課題

<農業者の急速な減少>

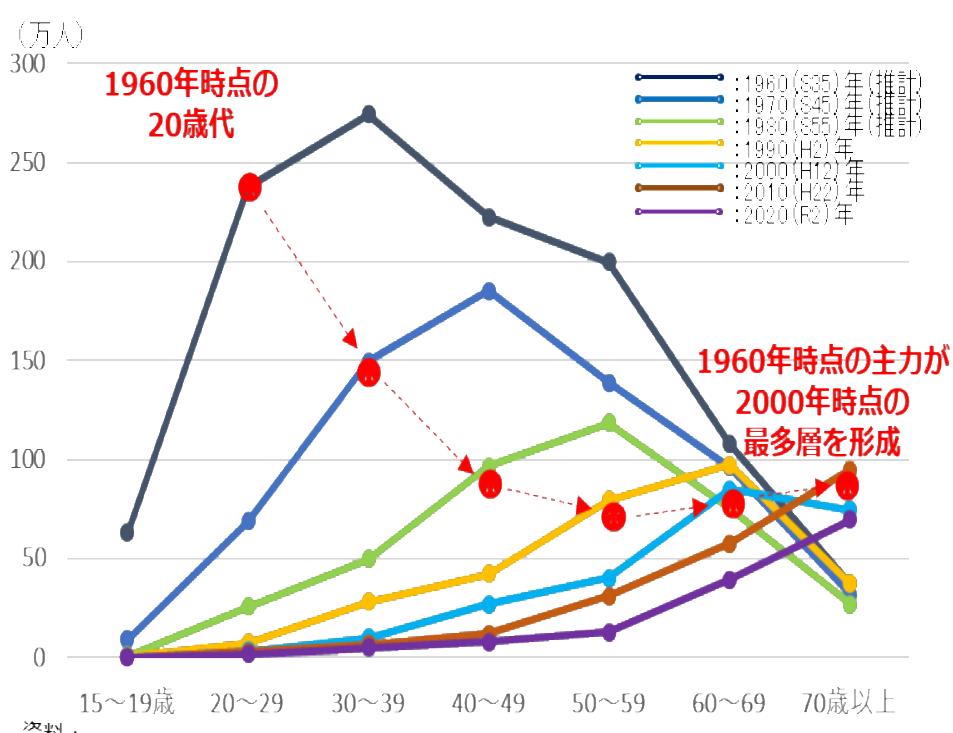
- ・国内人口が2008年をピークに減少局面を迎えた中で、60歳以上が大半を占める農業者(個人経営体)の減少は不可避



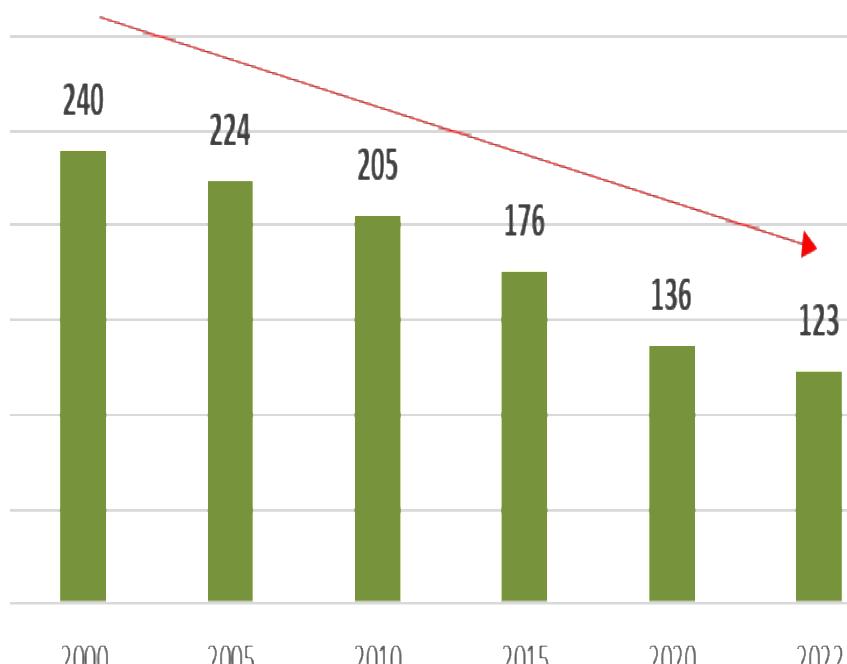
改正後の基本理念

- ・人口の減少に伴う農業者の減少等が生ずる状況においても、(食料安全保障の確保の前提となる) 食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記(第5条)

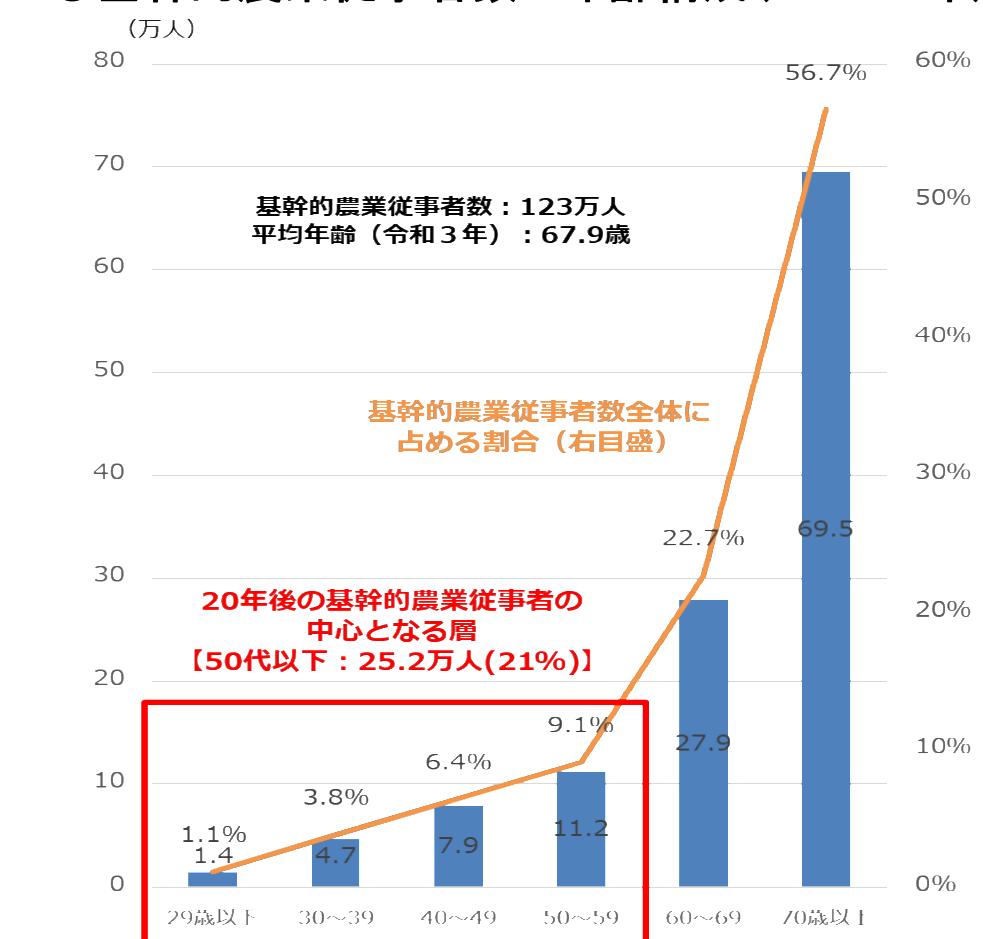
○基幹的農業従事者の年齢階層の推移



○基幹的農業従事者数の推移



○基幹的農業従事者数の年齢構成(2022年)



(3) 農業の持続的な発展 ②

- ・人口の減少に伴う農業者の減少等が生ずる状況においても、(食料安全保障の確保の前提となる) 食料の供給機能や多面的機能が發揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記
- ・農業生産の方向性として、「生産性の向上」「付加価値の向上」「環境負荷低減」を位置付け

25年間で明らかになった課題

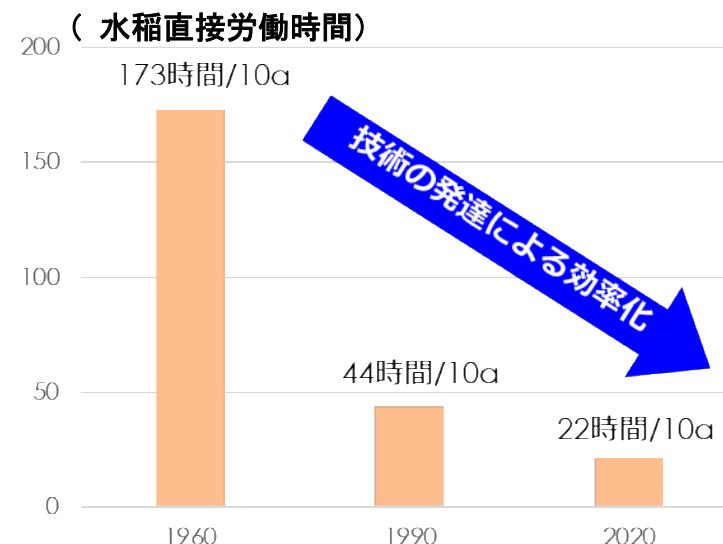
<少ない人数による安定的な食料供給の確保>

- ・農業者減少が不可避となる中、少ない人数でも安定的に食料供給を確保していく必要
- ・そのためには、スマート農業技術や新品種の開発による生産性向上、知的財産の保護・活用等の付加価値向上等、農業者の収益性向上に資する取組が重要であり、施策の方向性としてこうした取組を更に後押ししていく必要

<環境問題への対応>【再掲】

- ・農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、気候変動や生物多様性への影響が懸念
- ・パリ協定やSDGsの採択以降、環境負荷低減への取組が国際的にも必要

○スマート農業の導入による効率化



改正後の基本理念

- ・農業生産の方向性として、「生産性の向上」(スマート農業の促進や新品種の開発など)「付加価値の向上」(知的財産の確保・活用など)「環境への負荷の低減」が図られる位置付け(第5条)

○知的財産の保護・活用 (地理的表示保護制度(GI))



飛騨牛(岐阜県)



徳島すだち(徳島県)

その地域ならではの要因で育まれてきた品質、社会的評価などの特性を有する产品的名称を、地域の知的財産として保護する制度。



- ・ GIマークは GI 產品に使用可能。主要な輸出先国等において GI マークの商標登録出願中。
- ・ 輸出先国等で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化
- ・ 真の日本の特産品の海外展開に寄与し、農林水産物・食品等の輸出促進にもつながるものと期待。

【具体的な施策】望ましい農業構造、農業経営の基盤強化等

望ましい農業構造

○第26条 望ましい農業構造の確立(拡充)

担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け

農業経営の基盤強化等

○第27条 農業経営の展開(拡充)

家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、
経営者の経営管理能力の向上、労働環境の整備、自己資本の充実の促進

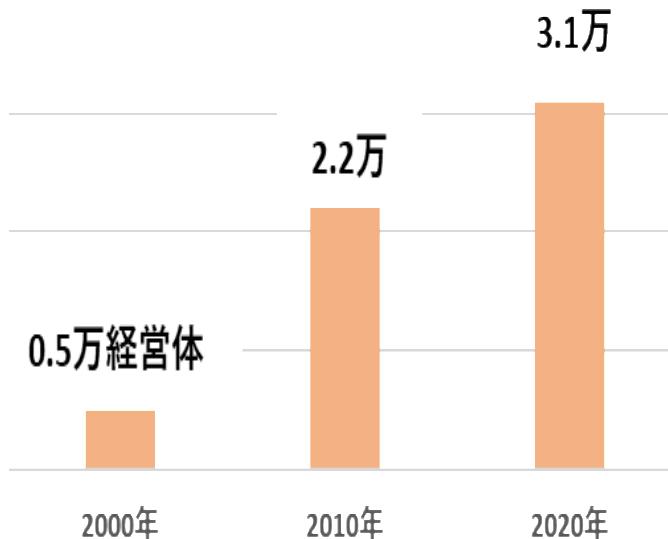
等

○第37条 サービス事業体の事業活動の促進(新設)

人口減少下で経営体を支えるサービス事業体(※)の事業活動の促進

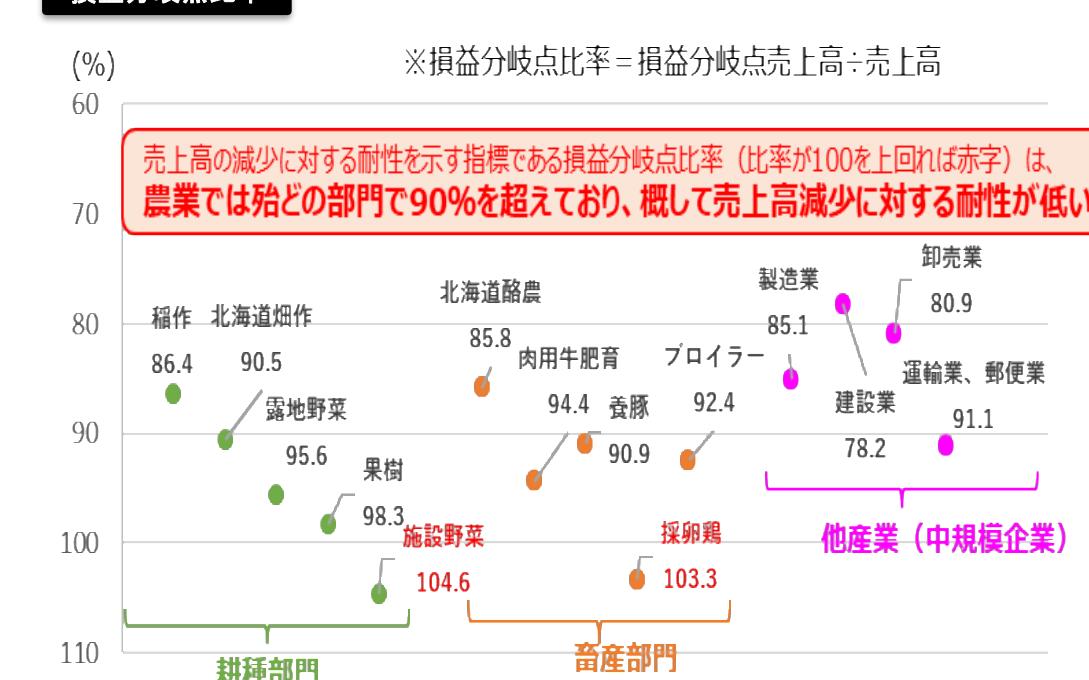
※ 農作業受託、機械リース、人材派遣、農業経営に係る情報分析・助言等の農業経営の支援を行う事業者

○法人経営体数の推移



○農業法人の財務基盤に関する指標(一例・2019年)

損益分岐点比率



注：法人経営体とは、農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

資料：農林水産省「農林業センサス」

資料：農業(耕種+畜産)は日本政策金融公庫「令和元年 農業経営動向分析結果(2020年12月)」。他産業は財務省「法人企業統計調査年報(2019年)」。

注：グラフ中の農業の数値は、日本政策金融公庫の融資先の農業法人の2019年決算データを分析した結果である一方、他産業の数値は無作為抽出による標本調査により母集団法人の2019年度の推計値であることに留意。なお、ここでいう中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業である。

○サービス事業体 提供サービスの例

専門作業受注型

農作業を受託して
農業者の負担を軽減



データ分析型

農業関連データを分析して
解決策を提案



- ドローンによる防除、追肥作業
- リモコン草刈り機等を活用した畦畔管理の代行

- ドローンを活用した作物の生育状況のセンシング
- 生産や市況のデータを分析、最適な出荷時期を提案

【具体的な施策】農地の集約・集積、農業生産基盤の整備・保全

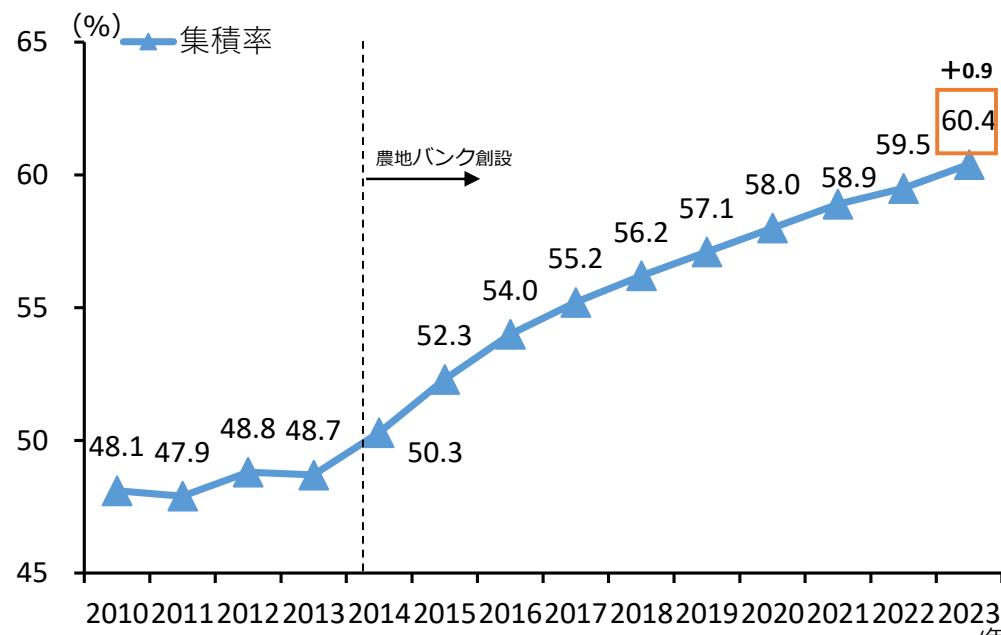
農地の集積・集約

○第28条 農地の確保及び有効利用(拡充)

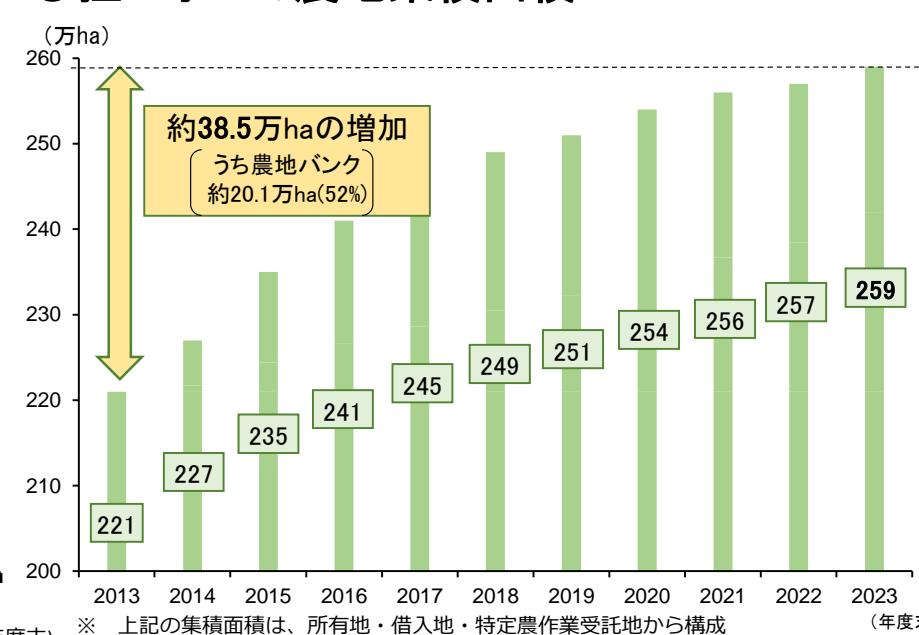
農地集積に加え、農地の集約化・農地の適正かつ効率的な利用の促進

等

○全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア



○担い手への農地集積面積



○不適切な営農型太陽光発電の事例

【事例①】



下部農地での生産がほとんどされていない

【事例②】



パネル下部以外では作付けされていない

農業生産基盤の整備・保全

○第29条 農業生産の基盤の整備・保全(拡充)

・防災・減災、スマート農業、(汎用化に加え、地域の判断に応じた)畠地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全

等

○防災重点農業用ため池の防災減災対策の推進

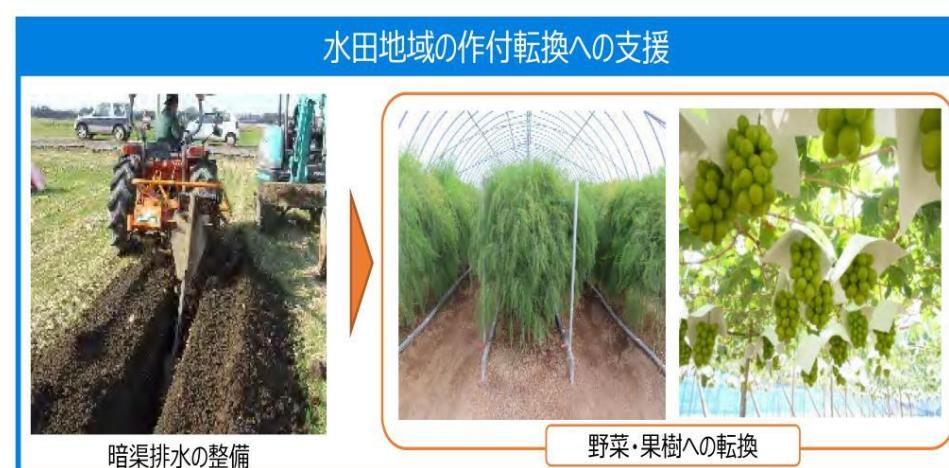


優先度が高い
防災重点農業用ため池の改修



遠方監視システム導入により
ため池の状況をスマートフォン
でリアルタイムに監視可能に

○畠地化も視野に入れた基盤整備



○施設の整備、適切な保全の例



パイプラインの漏水

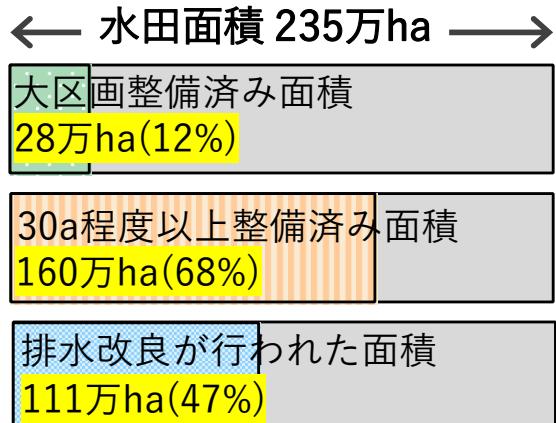


取水堰の整備

(参考) スマート農業等に対応した基盤整備

- 良好的な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、それらの有効利用を通じて生産性の向上等を図るために、生産基盤の整備及び保全が必要。
- 農地については、大区画化や汎用化等の基盤整備が一定程度進展。水田整備率の向上に従い、稲作に係る労働時間が減少。
- 担い手への農地集積・集約化、スマート農業技術等の導入、需要に応じた生産に対応するため、農地の大区画化や汎用化、情報通信基盤等の基盤整備を一層推進する必要。

○水田の整備状況(R4)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

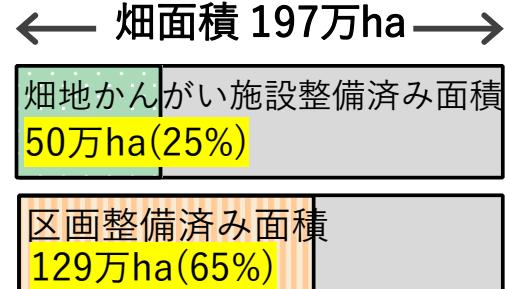
注：1)「大区画整備済み面積」とは、50a以上に区画整備された田の面積

2)「排水改良が行われた面積」とは、30a程度以上の区画整備済みの田のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

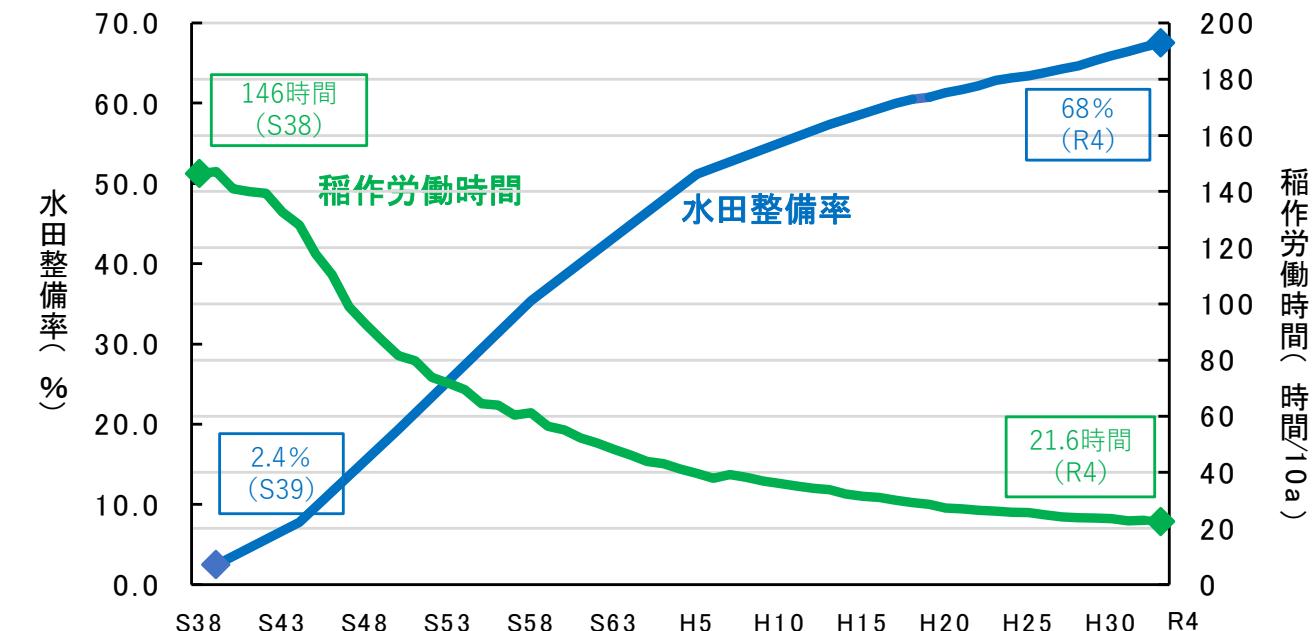
3)「水田面積」は令和4年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4年3月末時点の数値

4)「畑面積」は令和4年7月時点の畑の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4年3月末時点の数値

○畑地の整備状況(R4)



○水田整備率と稲作労働時間

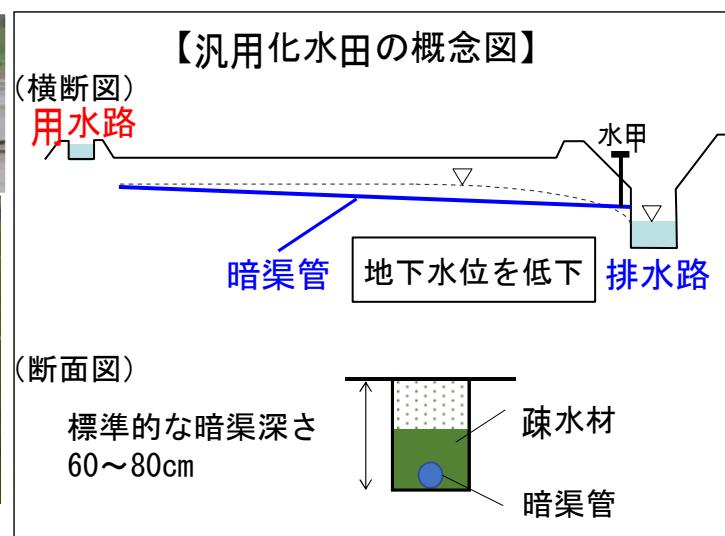


資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」、「農業経営統計」、「農林業センサス」

経営耕地面積の調査対象：S50～S60 農家、H2～H12 販売農家、H17～ 農業経営体



自動走行農機等に
対応した農地の大区画化



水管管理を省力化するための自動給水栓
(広い面積を耕作する担い手や、起伏がある中山間地域の見回り回数削減に有効)



光ファイバ



ローカルG基地局

【具体的な施策】生産性の向上、付加価値の向上

生産性の向上

○第30条 先端的な技術等を活用した生産性の向上(新設)

- ①先端的技術(スマート技術等)を活用した生産・加工・流通方式の導入の促進
- ②省力化又は多収化等に資する新品種の開発及び導入の促進

等

付加価値の向上

○第31条 農産物の付加価値の向上等(新設)

- ①6次産業化、高品質な品種の導入の促進
- ②知的財産(※植物新品種、家畜遺伝資源、GI、営業秘密等)の保護・活用

等

○スマート農業技術の研究開発

<一定の実用化が進展>

- ✓衛星データを活用し農機を直進制御する技術は、非熟練者の作業改善等に寄与し、現場で普及が進む。



GNSSガイダンスシステム
累計出荷台数の推移(台数)

	H23	R3
GNSS	1,630	28,270
自動操舵	120	17,990

- ✓平地の農業生産を中心としてドローンでの農薬散布面積は、近年大きく伸長。



平場では、ドローンのピンポイントでの農薬散布も可能に



<課題が残された領域多く存在>

- ✓ニーズの高い野菜や果樹等の収穫ロボットの開発は難易度が高く、実用レベルに達していない。



開発実証中に、自動収穫に失敗したキャベツ

○知的財産の保護(日本で開発された品種の海外流出事例)

【国内】

- ・シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引
- ・輸出产品としての期待も高い



苗木が海外に流出

【中国】

- ・「陽光バラ」「陽光玫瑰」「香印翡翠」等の名称での販売を確認
※「香印」はシャイン(xiāng yìn)と発音される。
- ・「香印」を含む商標の出願(香印青提、香印翡翠)が判明
- ・日本原産として、高値で苗木取引



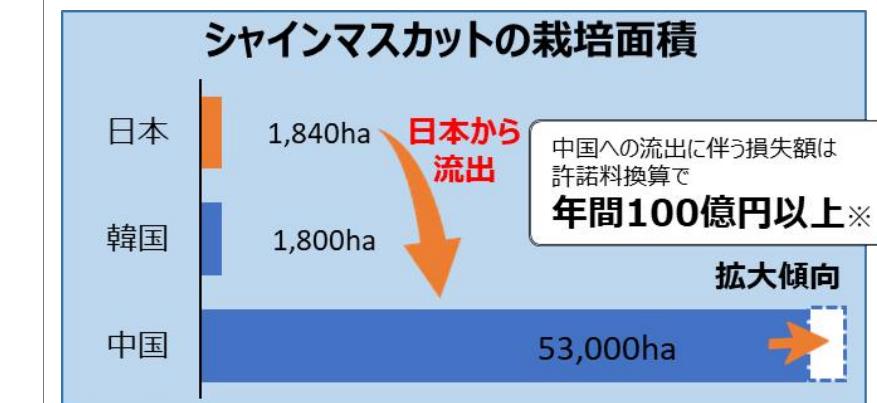
中国産「陽光バラ」
(約490円/パック)



中国産「香印翡翠」
(約1,357円/kg)

【韓国】

- ・韓国国内でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認



資料:(公社)農林水産・食品産業技術振興協会調べ。
シャインマスカットの栽培面積については、韓国は2019年、中国は2020年の同協会調べによる推定値。また、日本は農林水産省「令和元年産特産果樹生産動態等調査」。

※中国におけるシャインマスカットの生産量に、中国における市場出荷価格(340円/kg)と許諾料割合(出荷額の3%と想定)を乗じて算出。

【具体的な施策】環境負荷低減、技術開発・普及

環境負荷低減【再掲】

○第32条 環境への負荷の低減の促進(新設)

①自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、

- ・農薬・肥料の適正な使用の確保
- ・家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進
- ・環境への負荷の低減に資する生産方式の導入

②環境負荷低減に資する農産物の流通・消費が広く行われるよう、

- ・農産物の円滑な流通の確保(販売促進)
- ・消費者への適切な情報提供の推進
- ・環境への負荷の低減の状況の把握及び評価手法の開発(「見える化」など評価手法の開発・活用)

等

技術開発・普及

○第38条 技術の開発及び普及(拡充)

①国、独立行政法人、都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化

②民間による先端的技術(スマート技術等)の開発・普及の迅速化

③食料システム全体のデジタル化

等

○食料システム全体のデジタル化 (スマートフードチェーンの構築)



※「ID-POS」とは、
POS(商品の販
売) データに顧客情
報を付加したもの。
購買情報を分析す
ることができる。

【具体的な施策】 経営安定、生産資材

経営安定

○第39条 農産物の価格の形成と経営の安定(引き続き位置付け)

- ①需給事情及び品質評価を反映した農産物の価格形成
- ②農産物の著しい価格変動に対する農業経営への影響緩和対策(収入保険等)

○第40条 農業災害による損失の補填(引き続き位置付け)

災害による損失の合理的な補填(農業共済等)

○第41条 伝染性疾病等の発生予防等(新設)

家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止

○第42条 農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定(拡充)

生産資材の著しい価格変動に対する農業経営への影響緩和対策

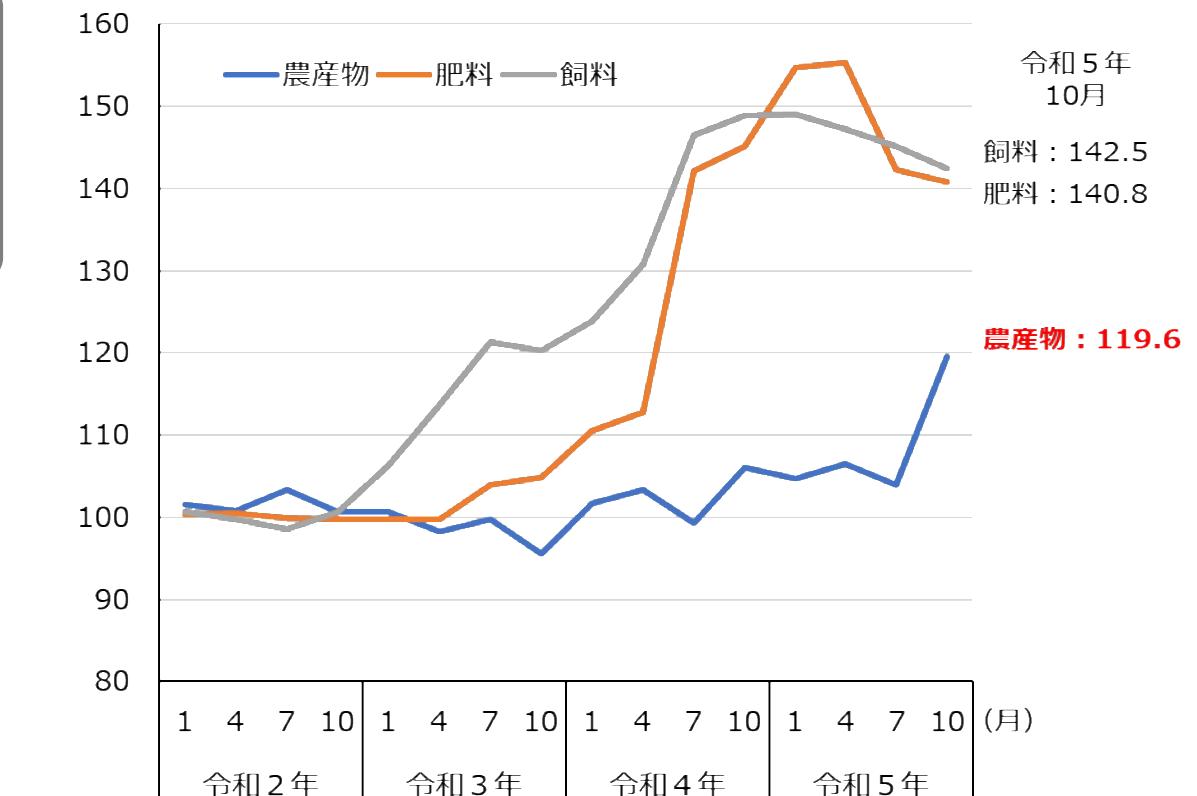
等

生産資材

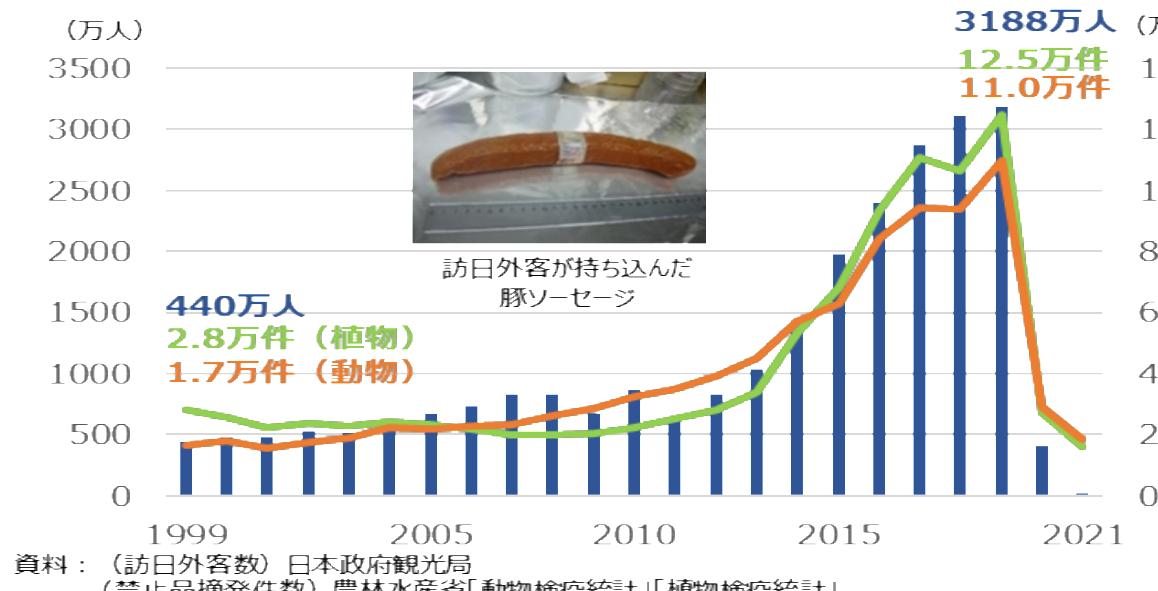
○第42条 農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定(拡充)

生産資材の安定的な確保(肥料、飼料作物の国内生産できる良質な代替物への転換促進、輸入の確保、備蓄支援等)

○農産物・農業生産資材(肥料、飼料)の物価指数の推移



○訪日外客数と禁止品の摘発件数



資料：農業物価統計(令和2年=100)

(4) 農村の振興

- 「農村の振興」の方向性として「地域社会の維持」を位置付け

25年間で明らかになった課題

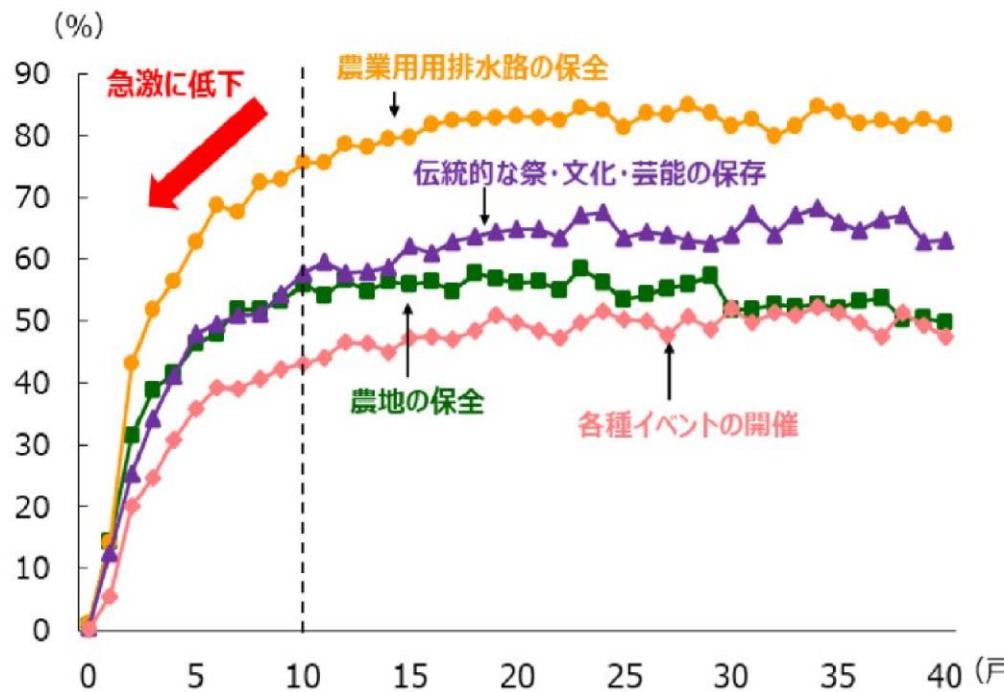
<農村人口の減少>

- ・国内人口が2008年をピークに減少局面を迎えた中で、
農村人口の減少が不可避
- ・これにより、**地域の共同活動として行っていた農業用排水施設の管理**などに悪影響
- ・このため、従来から農村で暮らしている方々に加え、
定住・移住や仕事の関係などを通じて
農村に関わりのある人を増やすことが必要

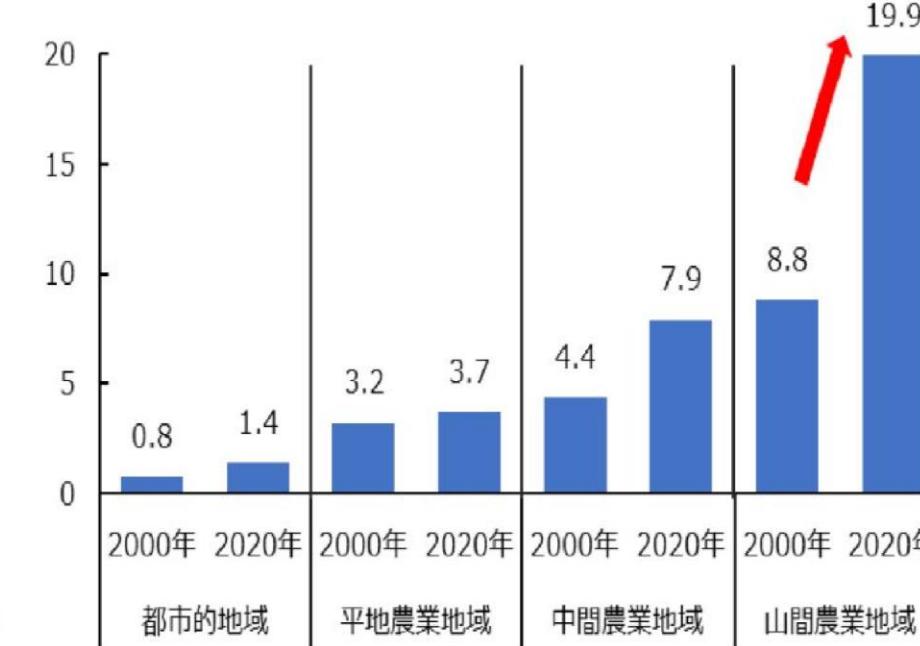
改正後の基本理念

- ・農村の振興の目的として、
農村の人口の減少等の情勢の変化が生ずる状況においても、
地域社会が維持されることを明記（第6条）
- ※農村の総合的な振興に関する施策の基本的な考え方として、
農業生産基盤の整備・保全、農村との関わりを持つ者の増加に資する産業の振興を明記（第43条）

○集落活動の実施率と総戸数の関係



○総戸数が9戸以下の農業集落の割合



○人口減少下での施設管理（イメージ）



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」
(2018年12月)

資料：農林水産省「農林業センサス」
注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

【具体的な施策】共同活動の促進、農村関係人口の増加

共同活動の促進

○第44条 農地の保全に資する共同活動の促進（新設）

農業者等の農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払 等）

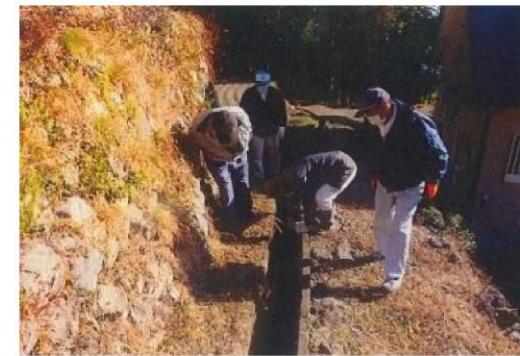
○農地の保全に資する共同活動のイメージ



水路の泥上げ



年度活動計画の促進



施設の点検



農道の路面維持

農村関係人口の増加

○第45条 地域の資源を活用した事業活動の促進（新設）

農村との関わりを持つ者の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（観光など、地域資源を活かした産業づくり）等

等

○農山漁村発イノベーションの事例

- <例1>
「農産物、景観」
× 「加工販売、観光・旅行」
× 「農林漁業者、地元企業」



**株式会社ワカヤマファーム
(栃木県宇都宮市)**
タケノコや栗の加工販売に
加え、美しい竹林景観を活か
して、映画のロケ地や観光商
品として活用。

- <例2>
「農産物」
× 「加工販売、観光旅行、教育」
× 「農林漁業者、地元企業」



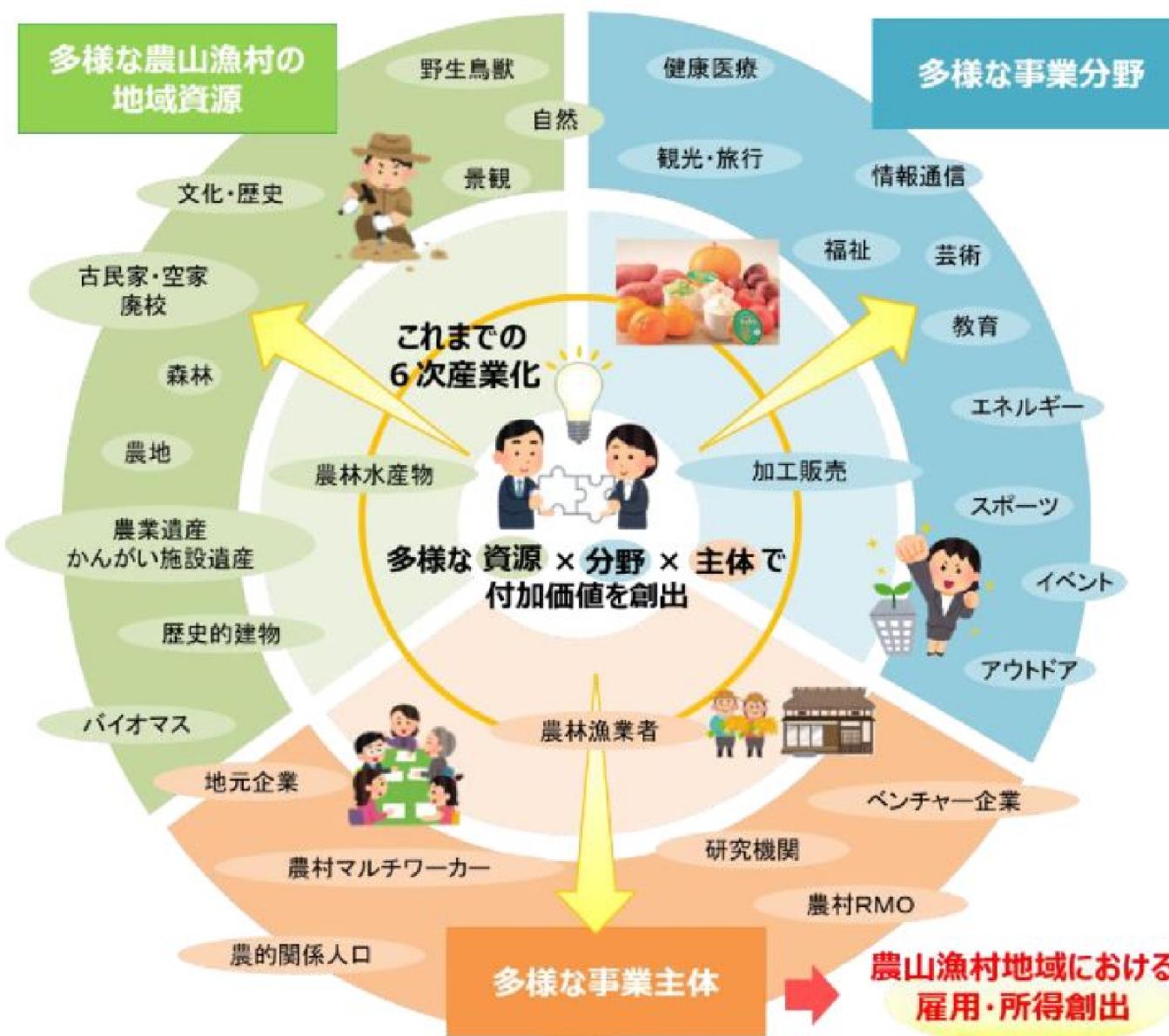
**有限会社 シュシュ
(長崎県大村市)**
6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、
食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。

(参考) 地域資源活用価値創出による雇用創出と所得向上

- 農村においては、人口の減少と集落機能の低下が進む中で、農村人口の維持と農村関係人口の拡大を図ることが必要。
- 農山漁村の地域資源をフル活用し、他分野と連携を図ることなどにより、付加価値を創出することで、農山漁村における所得の向上、雇用の創出を図る。
- その際、関係省庁連携の下、官民共創の仕組みも活用しつつ、民間企業等の参画促進、地域と企業のマッチングなどを図ることが必要。

地域資源活用価値創出

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村の地域資源を活用した付加価値の創出事例

「農産物、景観」×「加工販売、観光・旅行」 ×「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。
(栃木県宇都宮市)



「森林」×「スポーツ」×「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。
(栃木県壬生町)



「農産物」×「加工販売、観光旅行、教育」 ×「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を開。 (長崎県大村市)



【具体的な施策】農福連携

農福連携

○第46条 障害者等の農業に関する活動の環境整備 (新設)

障害者など社会生活への支援を必要とする方々が農業に取り組むことが出来る環境整備

「農」と福祉(障害者)の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
〔基幹的農業従事者は20年間で約4割減少〕
- ・荒廃農地の解消 等
〔再生利用可能な荒廃農地は全国で約9万ha〕

【福祉(障害者)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
〔障害者約1160万人のうち雇用施策対象となるのは約480万人、うち雇用(就労)しているのは約114万人〕
- ・工賃の引き上げ 等

【農福連携の推進】事例①②

障害者が持てる能力を發揮し、農業生産活動に参画



農福連携等

【「福」の広がりへの支援】事例③

障害者以外の社会的に支援が必要な人たちも農業に就労し地域社会を構成

①農業経営体が障害者を雇用

京丸園(株)(静岡県浜松市)

- 平成8年から毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員102名中、障害者は24名



誰でも正確な作業ができるよう器具を工夫

- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大

- 障害者雇用数に比例し売上増加(25年間で6.5倍に拡大)

②障害者就労施設が農業参入

社会福祉法人ゆずりは会(群馬県前橋市)

- 施設を利用する障害者約20名以上が全員、年間を通じて農作業に従事

- 認定農業者・地元JAの正組合員として地域農業の重要な担い手に

- 平均工賃は7.6万円となり、県平均の約4倍を実現(R4)



個々の特性に合う作業を割り当てる

③多様な人材が農業で活躍

社会福祉法人白鳩会(鹿児島県南大隅町)

- 過疎化が急速に進む地域において、刑務所出所者等も含めた多様な人材が、個々の特性に合わせて、農業生産、加工・販売、レストラン等の業務に従事。

- 地域の高齢農家から農地を引き受け、耕作面積は38haに拡大

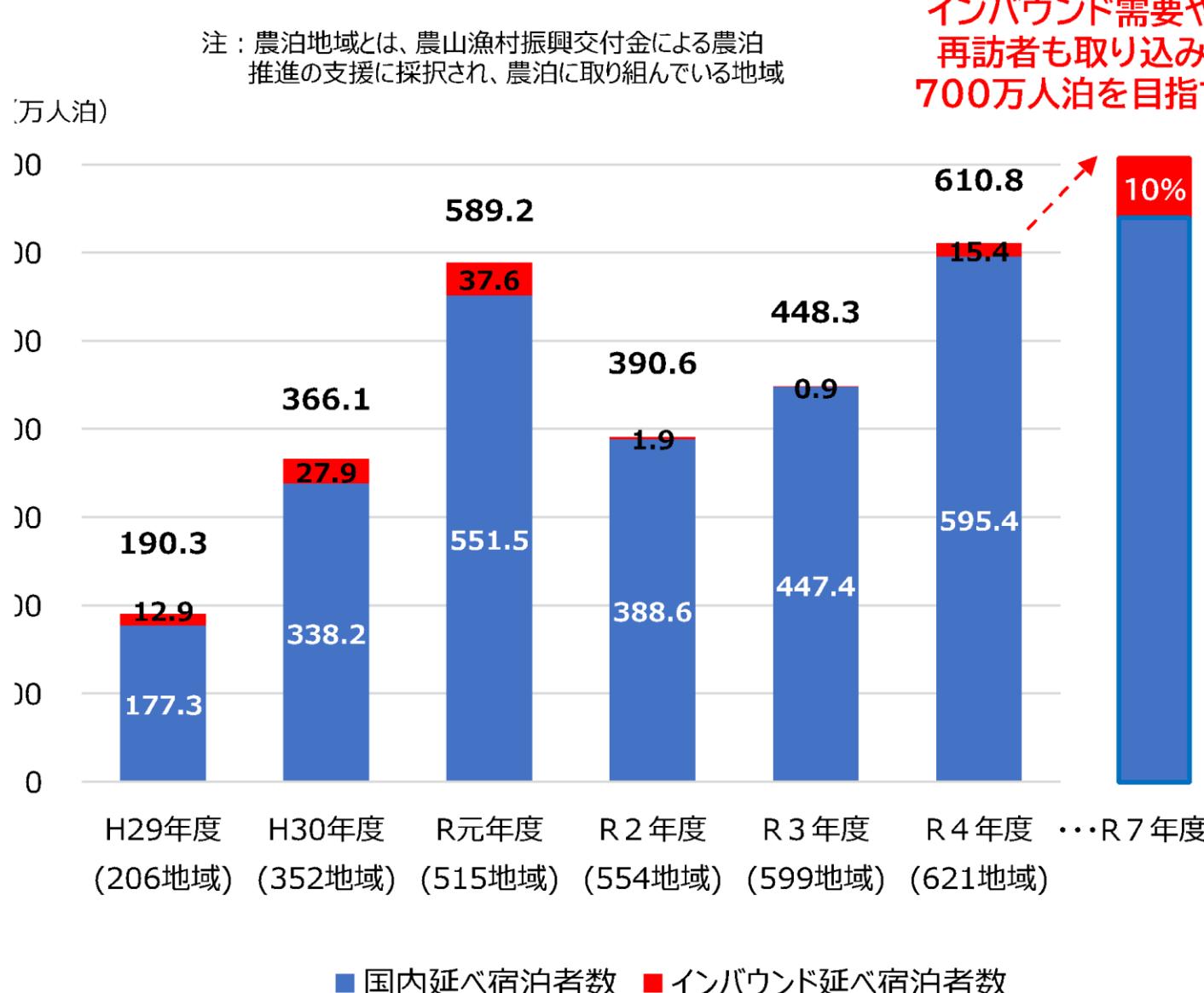


茶の収穫機操縦を障害者が実施

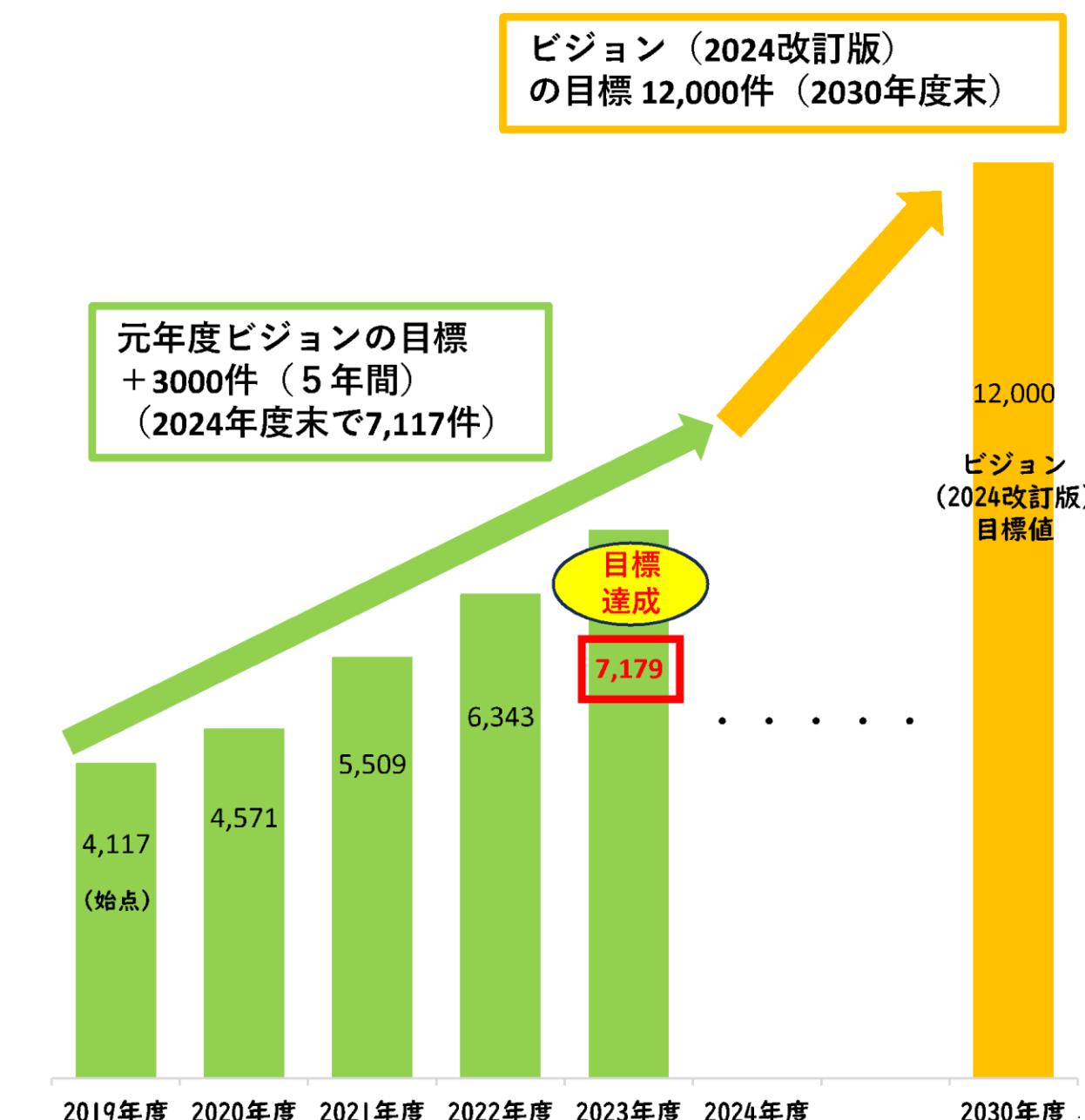
(参考) 農泊、農福連携の推進

- 農泊地域の年間延べ宿泊者数はコロナ禍で大きく減少したものの、令和4年度時点で611万人泊（621地域）まで増加。インバウンドや再訪者も取り込んで、令和7年度までの700万人泊達成に向け誘客増大を図る。
- 農福連携の取組主体数は、4年間で3,062件増加の7,179件であり、令和元年6月決定の「農福連携等推進ビジョン」の目標を達成。令和6年6月決定の「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」では、「農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに12,000以上」との目標を新たに設定

農泊地域の年間延べ宿泊者数の推移



農福連携の取組主体数



資料：農林水産省「農泊地域における令和4年度実績調査」（令和5年8月実施）

【具体的な施策】中山間地域の振興

中山間地域の振興

○第47条 中山間地域等の振興（拡充）

地域社会の維持に資する生活の利便性の確保（農村RMOによる活動促進）

等

農村RMO

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

農村RMO形成は、上記のように連携するパターンの他、農に関する組織が生活支援の取組に着手するものや、生活支援の実施組織が農用地保全に着手するものがある

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

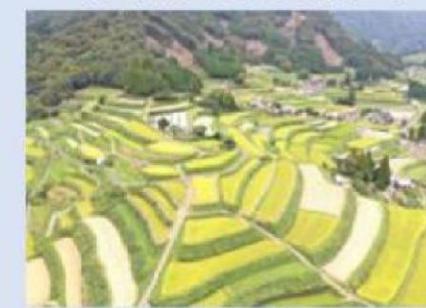
活動の実施

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

多様な人材の参画

地域おこし協力隊、地域プロジェクトマネージャー、
地域活性化起業人、生活支援コーディネーター 等

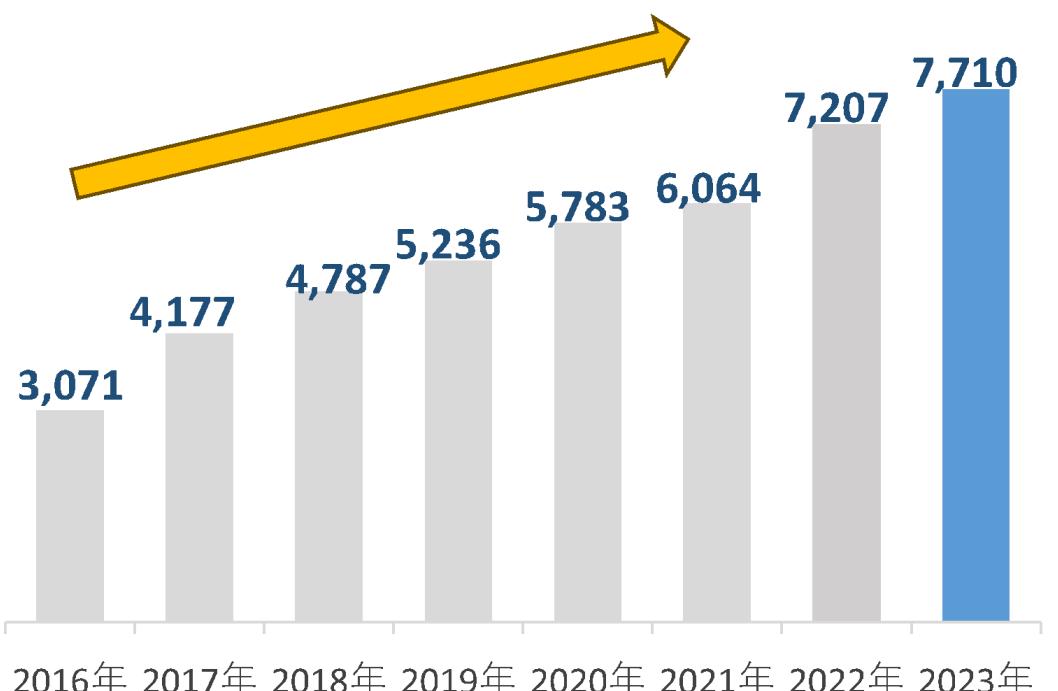
関係府省が連携・支援

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省 等

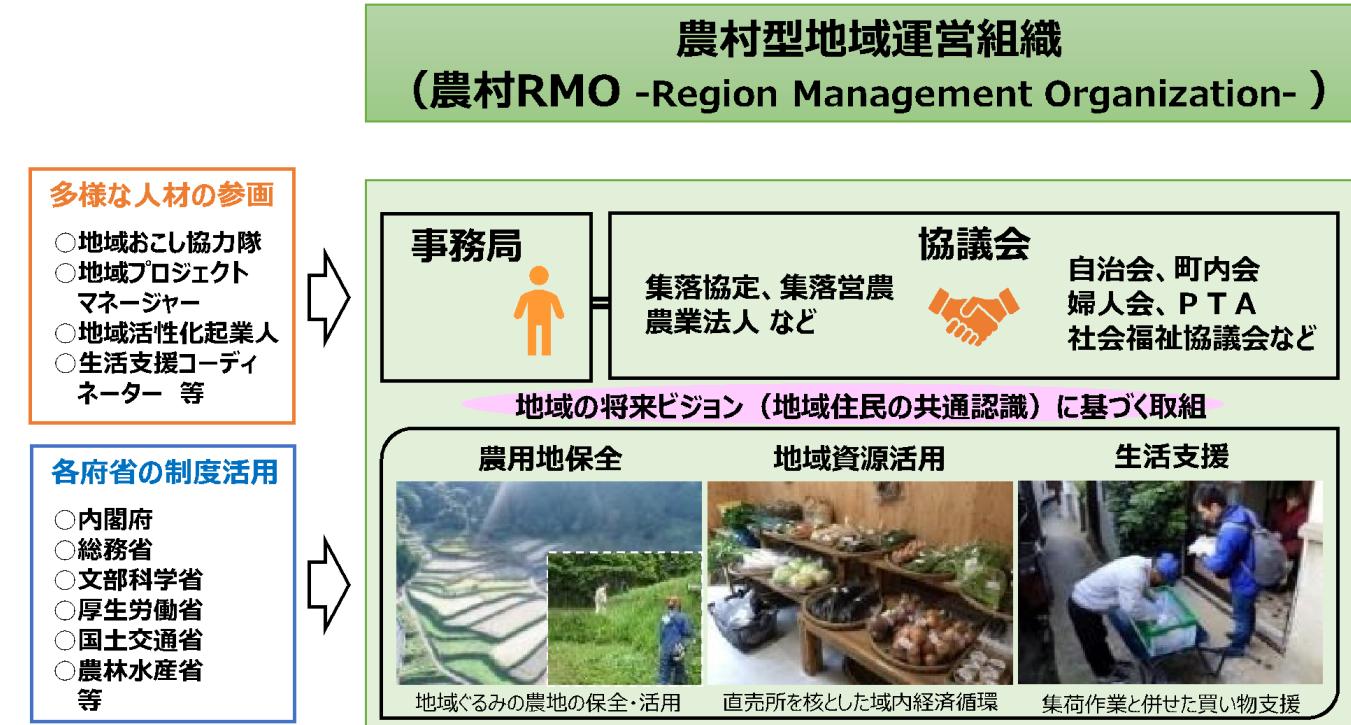
(参考) 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成

- 農村においては、人口減少下においても地域コミュニティの機能を維持・強化し、生活の利便性の確保を図ることが必要。
- 近年、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実施する地域運営組織（RMO）の形成数が増加。
- 農村においては、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進することが必要。

地域運営組織（RMO）の形成数



農村型地域運営組織（農村RMO）形成に関する推進体制

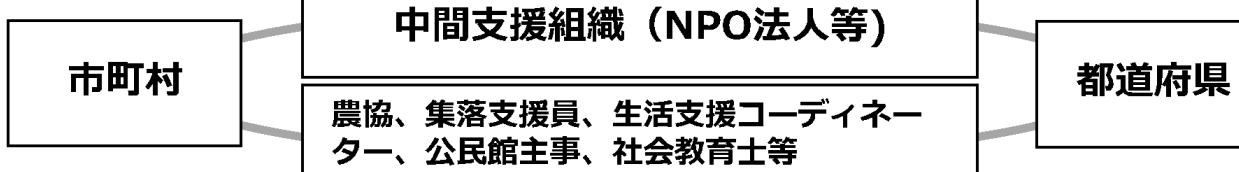


資料：「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」
(令和6年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)

※地域運営組織とは、地域の暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

RMO: Region Management Organizationの略
(例) ○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会 等

○ 農村RMOを目指す地域に対し、部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援



○ 農村RMOに関する制度や事例の周知・知見の蓄積・共有



【具体的な施策】鳥獣害対策、都市農村交流

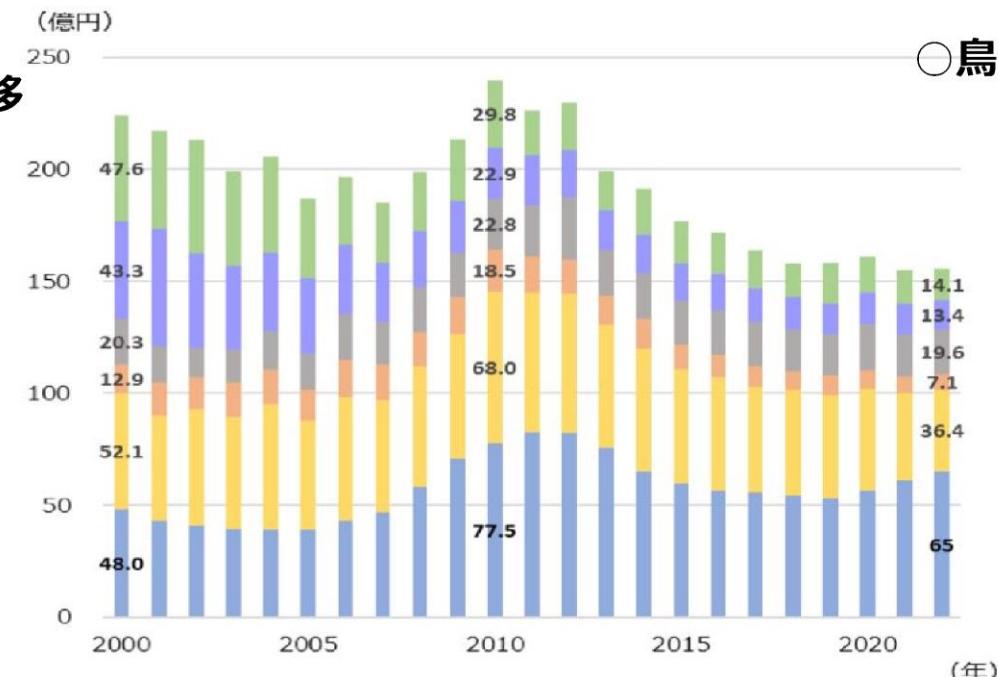
鳥獣害対策

○第48条 鳥獣害の対策（新設）

- ①鳥獣の農地への侵入防止
- ②ジビ工利用の促進

等

○野生鳥獣による農作物被害額の推移



○鳥獣被害対策の3本柱



都市農村交流

○第49条 都市と農村の交流等（拡充）

- ①農泊の推進
- ②二地域居住のための環境整備

等

○農泊の推進



○二地域居住のための環境整備



地方創生テレワーク
モデルオフィス（山口県庁内）

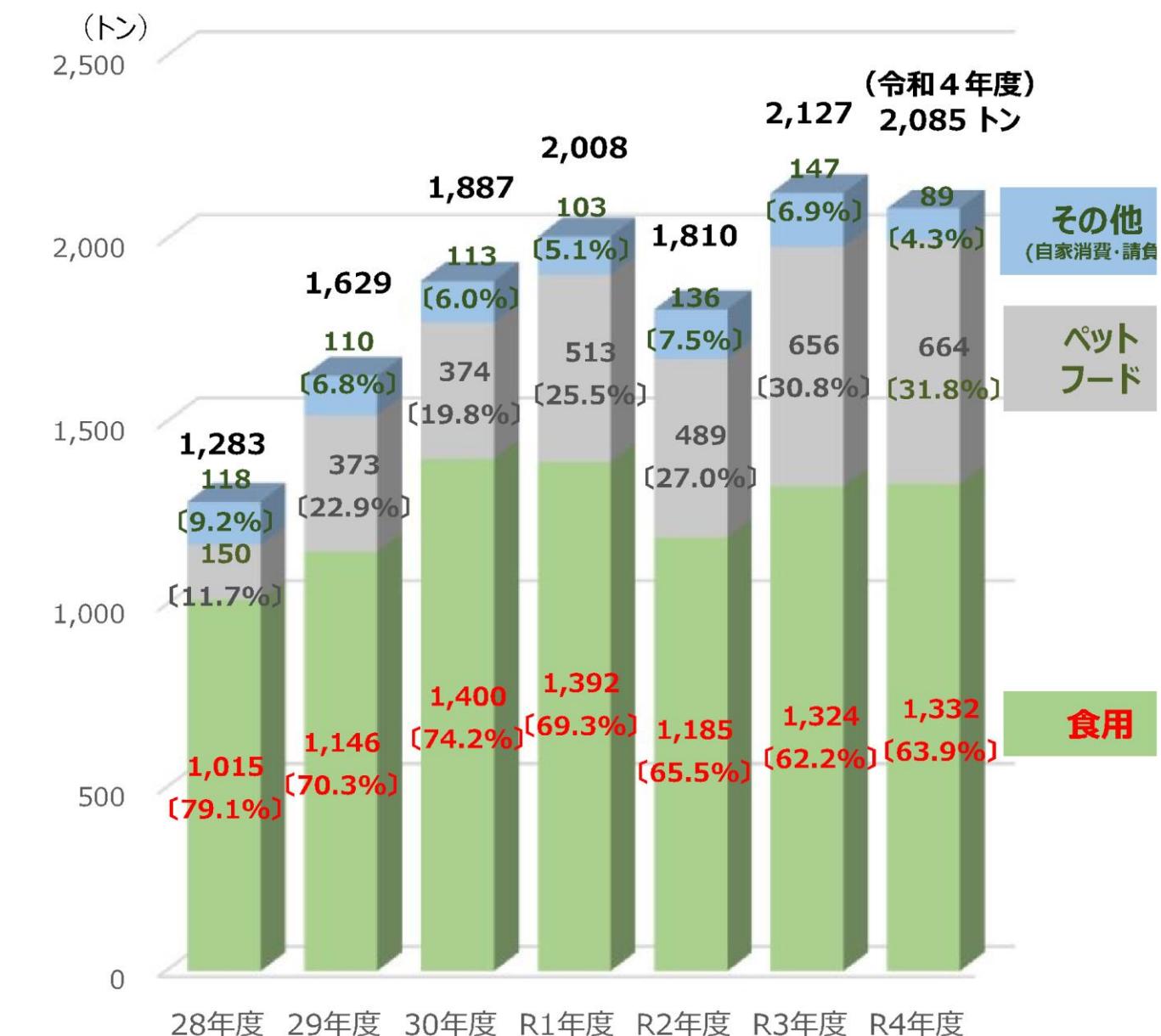
(参考) 鳥獣被害防止とジビエ利用

- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壤流出、希少植物の食害等の被害をもたらしていることから、**鳥獣被害対策及びジビエ利用を推進することが必要。**
- 鳥獣被害対策は、**個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱を基本**とし、地域ぐるみで徹底した取組を実施。ジビエ利用量は增加傾向。
- 鳥獣被害対策について、**広域的で効率的・効果的な取組**を実施するとともに、ジビエ利用等についても、**捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を講ずることが必要。**

● 鳥獣被害対策の3本柱



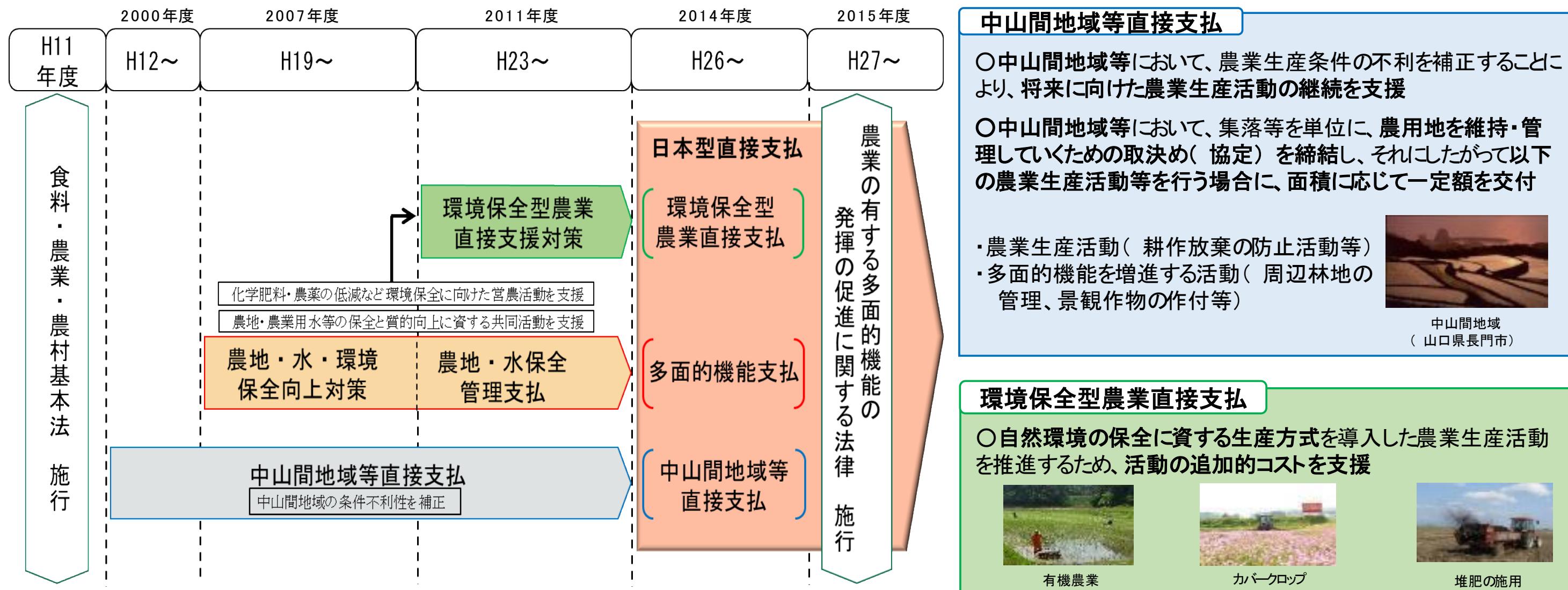
● ジビエ利用量の推移



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」

(参考) 日本型直接支払制度

- 日本型直接支払(中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払)については、2015年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援**。
- 2025年度(令和7年度)からの次期対策等に向けて、人口減少下でも継続できる体制構築や環境負荷低減の取組強化等に資するよう、制度の見直しを検討する必要。



多面的機能支払

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動

・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

【資源向上支払】

- 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

・水路、農道、ため池の軽微な補修
・生態系保全などの農村環境保全活動
・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修

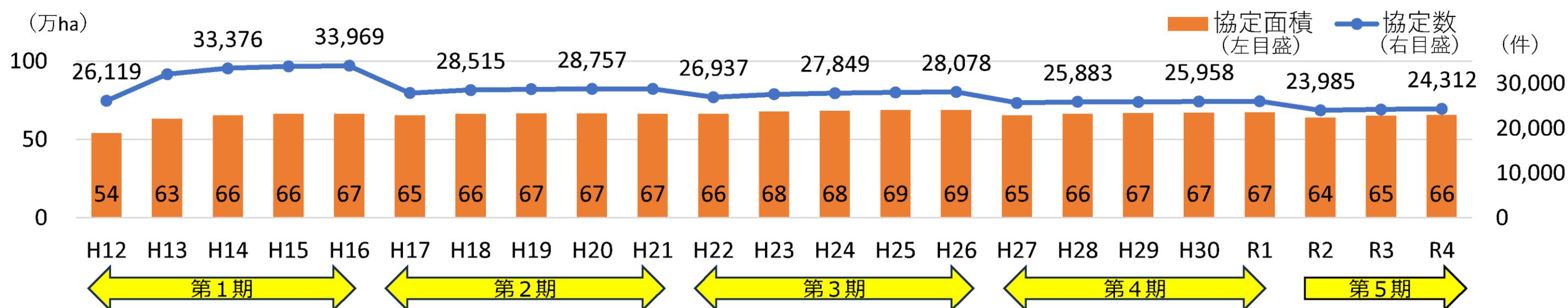


ため池の外来種駆除

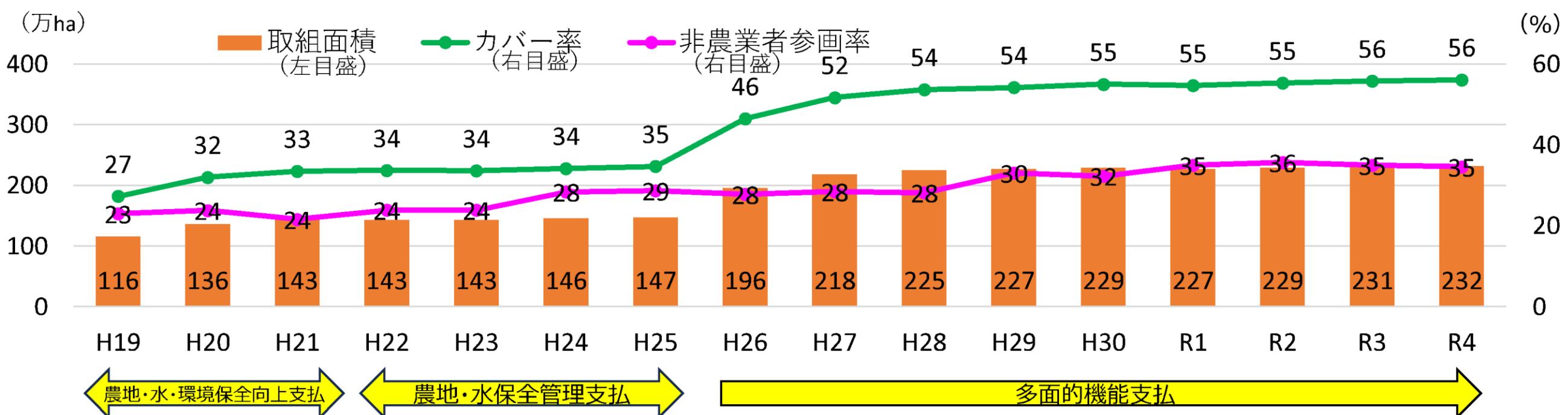
(参考) 中山間地域等直接支払制度、多面的支払制度

- 中山間地域等直接支払の協定面積及び協定数は減少傾向。多面的機能支払の取組面積は増加傾向にあり、非農業者の参画率は近年35%程度で推移。
- 中山間地域等直接支払については、効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくり、多面的機能支払については、活動組織の広域化、多様な組織や非農業者の参画等を推進する必要。

中山間地域等直接支払（協定面積、協定数）



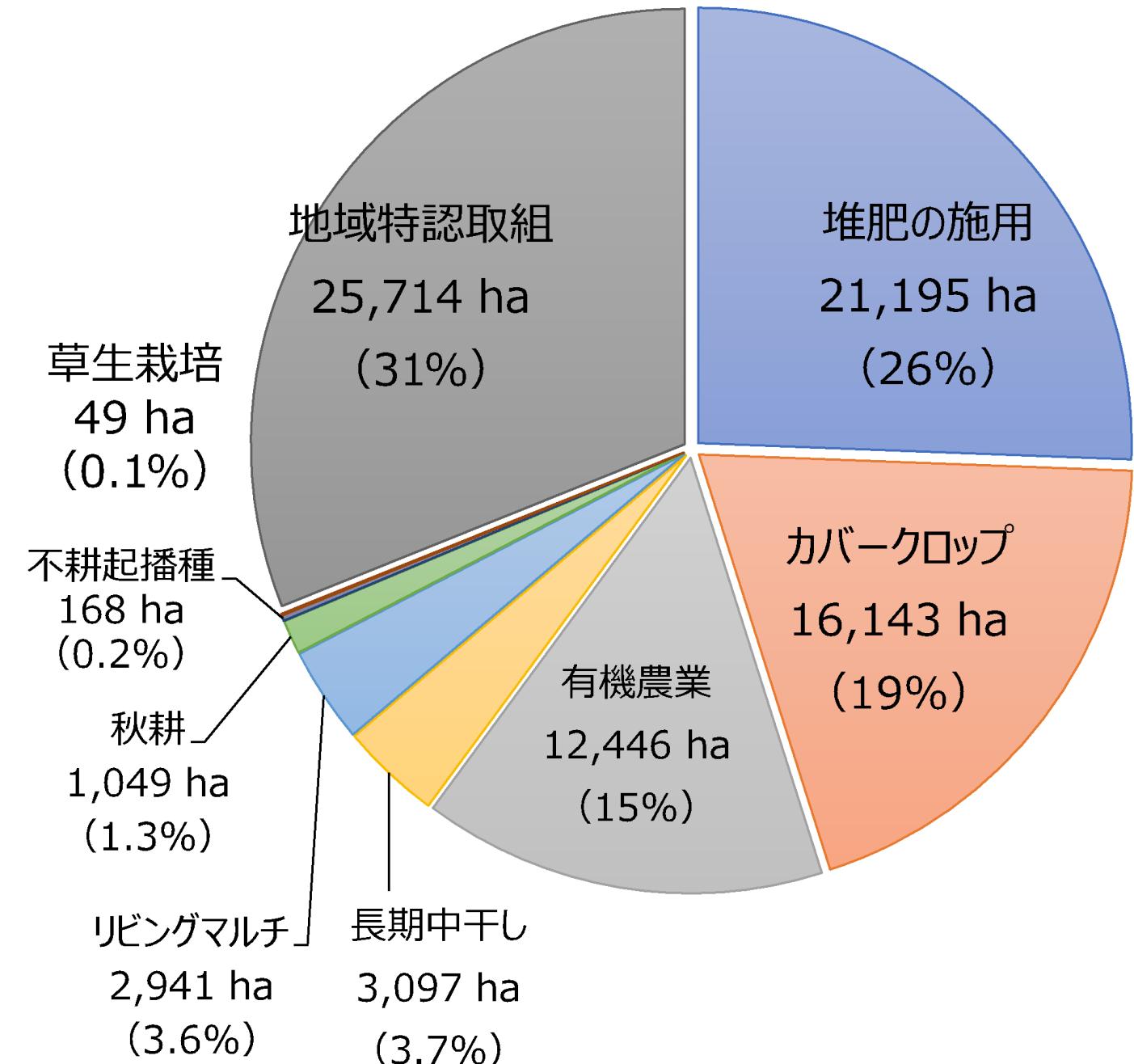
多面的機能支払（取組面積、カバー率、非農業者参画率）



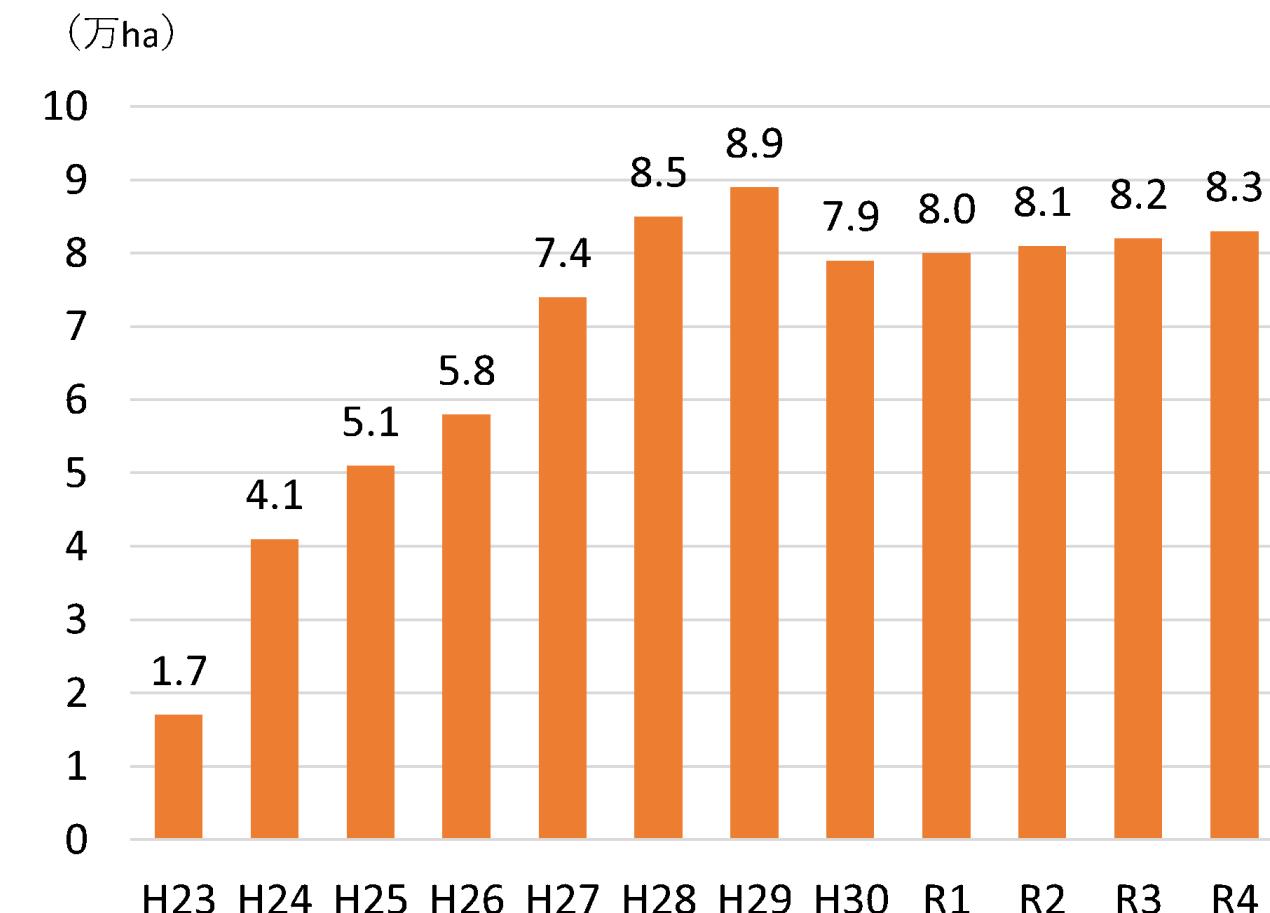
(参考) 環境保全型農業直接支払制度

- 環境保全型農業直接支払については、堆肥の施用、カバークロップ、有機農業等の取組を支援しているが、近年、実施面積が約8万haにとどまっている。
- このような状況を踏まえ、現行環境保全型農業直接支払については、令和7年度に**有機農業の取組面積の更なる拡大**に向けた見直しを行うとともに、令和9年度にはみどりの食料システム法に基づき**環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する新たな直接支払**に移行することを検討する。

環境保全型農業直接支払
(支援対象取組別の実施面積割合(令和4年度))

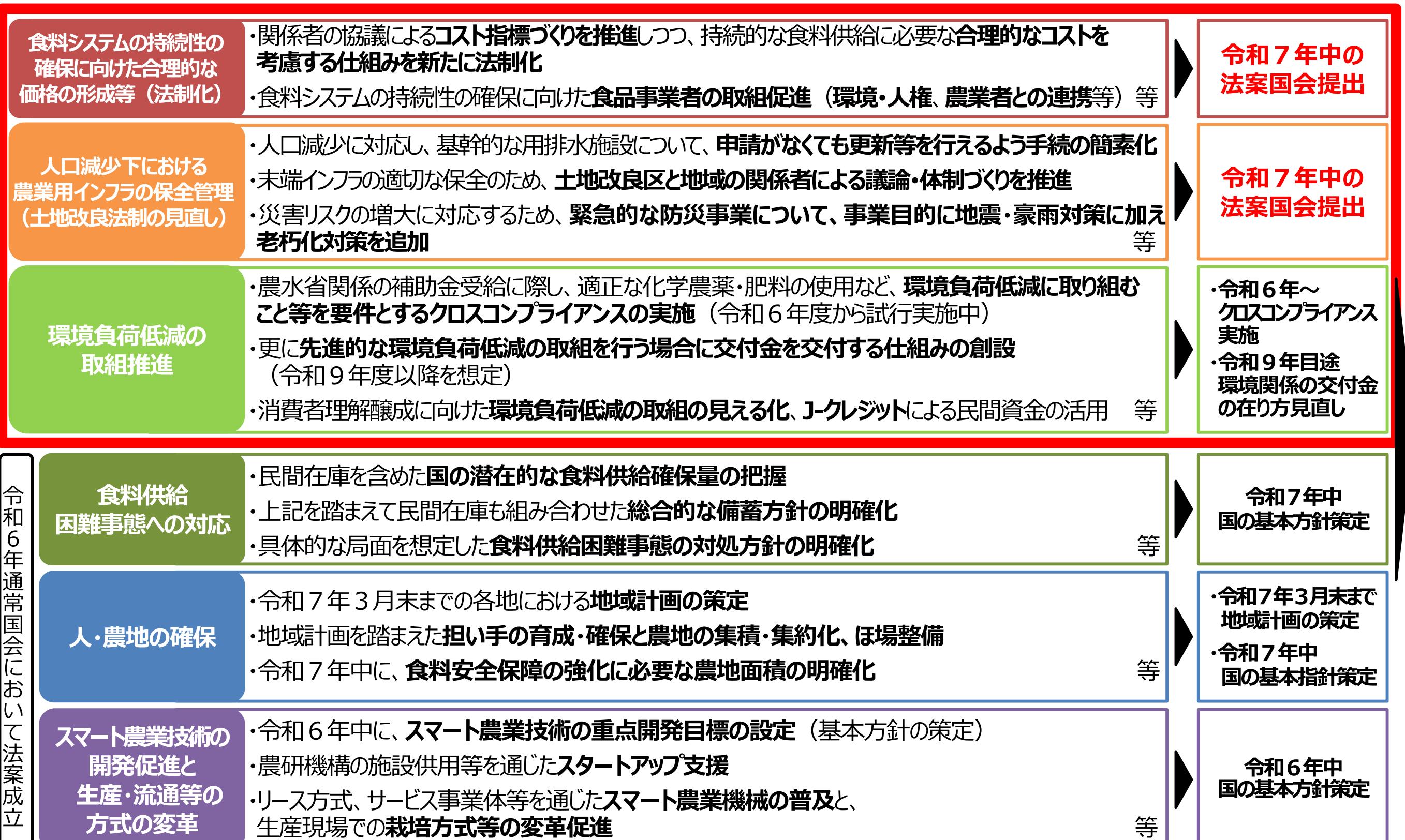


環境保全型農業直接支払（実施面積）



4. 基本法改正を受けた当面の政策の進め方

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つなど**、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案**については、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討。



5. 改正基本法に基づく次期基本計画の策定

答申 (R5.9 食料・農業・農村政策審議会)

- 平時からの食料安全保障を実現する観点から、**現状の把握、課題の明確化、具体的な施策**、その施策の有効性を示す**KPIの設定**を行う。
- PDCAサイクルにより**施策の見直し、KPIの検証**を行うべきである。なお、環境保全等の持続可能性、安定的な輸入、食品アクセス、農業用水等の水資源の確保等、国内外の情勢も踏まえつつ、適切な指標や目標を検討する。
- 食料自給率目標は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え、**新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標を設定**する。
- 定期的に現状を検証する仕組みを設ける。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく 具体的な施策の内容、工程表

(R5.12 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

- 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み
 - ① 食料安全保障をめぐる**世界の情勢の分析**を行う。
 - ② 我が国の食料安全保障について、主たる項目ごとに、**現状分析、課題の明確化、具体的な施策**、施策の評価のための**KPIの設定**を行う。
その際、食料自給率に加え、**食料安全保障上の様々な課題の性質**に応じた**KPIの設定**を行う。
 - ③ また、PDCAを回し、**施策の見直しやKPIの検証**を行う。

● 次期食料・農業・農村基本計画の策定（令和7年春頃）

次期基本計画（令和6年度中）

- 食料自給率その他食料安全保障の確保に関する事項の目標の達成状況を少なくとも年一回調査・公表し、PDCAを回す新たな仕組みを導入する。

【参考 改正食料・農業・農村基本法（下線部分は改正箇所）】

- 第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食料安全保障の動向に関する事項
 - 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
 - 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
 - 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4～6 (略)
- 7 政府は、少なくとも毎年一回、第二項第三号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 8～9 (略)